

中小企業の事業承継を巡る状況について

中小企業庁事業環境部財務課課長補佐 平田卓也



— 目 次 —

はじめに

1. 「気付き」の機会の提供
2. 親族内承継支援

3. 第三者承継支援

4. 承継後の取組みへの支援

5. 令和3年度 概算要求及び税制改正要望の概要

はじめに

私からは、中小企業の事業承継を巡る状況について、政府が様々な取組みを進めているため、その内容について簡単に説明する。

資料1頁「中小企業の事業承継は喫緊の課題」をご覧ください。我々が中小企業の事業承継を進めている背景あるいは課題認識について簡単に説明する。資料1頁の左上の図では、年代別中小企業の経営者年齢の分布とその経年変化を示している。赤色の折れ線が2018年のデータである。時間が経過するにつれ、経営者の山がそのまま右側に推移していることから、事業承継がなかなか進まず、経営者の高齢化が進んでしまっているのが現状ではないかと認識している。

その上で、資料1頁の右側の三角形の図では、中小企業経営者の2025年における年齢を示している。経営者の年齢を70歳で区切ると、

70歳以上の経営者が約245万人になると言われており、このうち約半分が、後継者が決まっていないと言われている。したがって、このような状況が続くと、後継者が決まっていない経営者が抱えている企業の解散、あるいは休業・廃業が進み、雇用、あるいはGDPが失われる。このようなことから、事業承継は対策を進めていかなければいけない喫緊の課題だと認識している。

さらに、資料1頁の左下の図、右下の図をご覧ください。こういった問題は地方で顕著であるため、地方経済の再生や発展というところも含め、事業承継は進めていかなければならない課題だと認識している。

資料2頁「事業承継支援策の全体像」をご覧ください。そこで政府としては予算、税、制度、法律を駆使して様々な取組みを進めている。資料2頁の図は事業承継支援策の体系全体をマッピングしたものであり、三つ

の段階に分けて施策を打っている。

一つ目は、一番左側の緑色の箇所に記載している「承継の準備」である。承継を積極的に行うべきであることに気づいていない経営者の方々もいらっしゃるので、そういった方々に承継の準備を進めることを促すのが、この段階である。

二つ目は、「親族内承継」の場合と「親族外承継」の場合で分けている。実際に承継する段階になった時、金銭的な負担や制度的に利用しにくいところがあるため、そういったところを、我々としてはどのように後押しをしているのかというフェーズについて真ん中の図で示している。

三つ目は、一番右側の紫色で囲っている箇所に記載している、「承継後の後押し」である。特に新型コロナウイルスの感染が拡大したというようなこともあるため、単純に承継するだけでなく、承継した後に新しいビジネスモデルに取り組む、あるいは、新しい生産性の向上に向けた取組みなどを行っている中小企業に向けて、我々は補助金という形で後押しをさせていただいている。それぞれの施策については次の頁以降で説明させていただく。

1. 「気付き」の機会の提供

資料4頁「事業承継ネットワークの概要」をご覧ください。我々は「事業承継ネットワーク」を全国47都道府県それぞれに設置している。金融機関、商工会・商工会議所等の方々とは中小企業のオーナーとの普段のお付き合いの中で、事業承継診断というものを行っていただき、事業承継をする必要がないかということを確認していただいている。この

診断結果に基づき、実際に事業承継をする必要があるということとなれば、資料4頁の図の一番右側に「取次ぎ」と記載してあるとおり、後の頁で出てくる事業引継ぎ支援センターや、信用保証協会、金融機関も含め、様々なところへ事業承継の手続きを進めていくために取次ぎを行っている。このようなことを行っている背景としては、中小企業では、事業承継の準備を進めていないケースが多くあるという点である。そうすると、事業承継の適切なタイミングを逸してしまう。そこで、適切なタイミングで適切に事業承継を進めていただくために、まず「気付き」の機会を提供することを目的に、このような事業を行っている。

資料5頁「事業承継ネットワークの実施状況」をご覧ください。事業承継ネットワークは全国47都道府県の商工会議所や商工会、あるいは都道府県のセンターのようなどにそれぞれ設置させていただいている。先ほど申した事業承継診断は昨年度の実績で申し上げますと、資料5頁の一番右下に記載しているように、約17万件弱の事業承継診断を行っており、それなりの数をこなしているのが現状である。このような取組みを進めながら、まずは「気付き」の機会の提供ということで、事業承継への準備を進めていただくことが最初の段階である。

2. 親族内承継支援

資料7頁「法人版事業承継税制の抜本拡充」をご覧ください。資料2頁の真ん中の図で示したフェーズで申し上げた、承継する際の支援についてである。まず、親族内に承継する際の支援については税制措置という形で

支援させていただいている。これはいわゆる事業承継税制と言われているものである。事業承継税制には法人版の事業承継税制と個人版の事業承継税制があるが、まずは法人版の事業承継税制についてである。事業承継税制自体は10年ぐらい前から存在したが、平成30年度の税制改正でこれを大幅に抜本拡充し、非常に使いやすい形に改正を行っている。税制改正の内容は、大きくは二つに分かれる。

一つ目は、資料7頁の上段にオレンジ色で囲っているところだが、税制適用の入り口要件を緩和するという税制改正である。改正前は税制措置として相続税や贈与税等を猶予する税制になっていた。この納税猶予の対象になる株式数に3分の2という上限があったり、あるいは、相続税の猶予割合に80%という上限があった。これを平成30年度の税制改正で株式数の上限を撤廃し、また、相続税の納税猶予の割合を100%に拡大した。このようなことで使いやすい形に変えたのが一つ目である。

二つ目は、資料7頁の下段の青枠で囲っている方だが、将来的な税制適用後のリスクを軽減するという税制改正である。税制改正前は、税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ猶予を打ち切るという要件がかかっていた。改正後は、5年間で平均8割以上の雇用を維持するという要件が未達成の場合でも、経営悪化等が理由で雇用を維持することが出来なかった場合、認定支援機関の指導助言等を受けていただく必要はあるが、猶予を継続可能にした。このような措置を行うことにより、使いやすい制度にしている。

資料8頁「法人版事業承継税制の申請件数」をご覧ください。2008年度に法人版事業

承継税制の制度を創設した。拡充前の2008年度から2018年度までの適用件数は2,500件であったが、拡充した後の2018年4月から足元の2020年8月までの29カ月間の期間だけで7,410件の申請が来ている。この3年弱ぐらいで、拡充前の11年間で適用された件数の約3倍の申請が来ているのが現状である。

資料9頁「個人版事業承継税制の概要」をご覧ください。先ほど申したのは法人版の事業承継税制だが、個人版の事業承継税制を平成31年度の税制改正の際に創設している。こちらについても事業用資産を対象に相続税、贈与税を猶予する制度になっている。事業用資産としては、資料9頁の左側の①で記載しているように土地・建物、機械・器具備品等の多様な事業用資産を対象にしており、対象となった事業用資産の贈与にかかる納税を猶予することができる。また、資料9頁の右側の②で記載しているように、相続税だけではなく贈与税も対象としており、生前贈与を行うことによる早期の事業承継の準備を支援している。さらに、資料9頁の右側の③で記載しているように、納税額の全額を猶予可能にするといったことも行っている。親族内に事業承継を進める場合の措置として、税制措置という形で後押しをさせていただいている。

参考として、資料10頁に「小規模宅地等の課税価格の計算の特例」についての資料を付けているが、この資料の説明は割愛させていただく。

3. 第三者承継支援

親族ではなく、第三者に事業を承継する場合の支援についてもいくつか施策を打ってい

る。

資料12頁をご覧ください。ここでは「第三者承継における課題と対応の方向性」について記載している。第三者に引き継ぐ場合について、マッチング前、マッチング時、マッチング後と、それぞれのフェーズに分け、課題に対応する施策を打っている。

マッチング前だと、例えば売り案件が少ないということが言われており、売り案件と買い案件を市場ベースで見ると1対9ぐらいと言われている。この理由としては、経営者が第三者に自分の事業を売ることについて抵抗感が強いということや、仲介に関する情報が不十分であることが売りを躊躇しているということ等が挙げられており、これらの点について課題があると認識している。

マッチング時だと、例えば、個人保証があり、それにより承継を拒否するとか、マッチングの時にそもそも適切な相手がなかなか見つからないなどの課題がある。

マッチング後の課題としては、承継後の経営統合が困難であるとか、戦略の再構築にコストを要し、これにより承継を躊躇してしまうというようなことが課題として挙げられるため、これに対し、我々としては施策を打っている。

資料13頁「黒字廃業を回避するための第三者支援総合パッケージ（10年間の集中実施）」をご覧ください。それぞれの課題に対し、どのような施策を打っているのかということに記載している。

一つ目は、経営者が売却を躊躇してしまうため、これに対してルール整備や官民連携の取組みを進めるという施策である。2020年3月31日に「事業引継ぎガイドライン」を改訂して「中小 M&A ガイドライン」を作成した。

この中で、経営者が適切な仲介業者あるいは手数料水準を見極めるための指針を作り、これにより第三者に承継することを身近な選択肢とする。また、事業引継ぎ支援センターの体制を抜本的に強化することも行っている。

二つ目は、マッチング時のボトルネック除去や登録事業者数の抜本増加である。本日は詳細な説明を行わないが、例えば、「経営者保証ガイドライン」の特則を策定して個人保証の二重取りを原則禁止するということや、また、民間でデータベースを構築して M&A を行うといったことを後押ししている事業者もいるので、そのような事業者と我々政府の保有しているデータベースを連携させ、マッチングの裾野の拡大を行っている。

三つ目は、マッチング後の承継のコストの軽減である。補助金を活用することで、承継した後の事業者の取組みを後押し、支援することを行っている。

資料14頁「中小 M&A ガイドラインの策定」をご覧ください。先ほどガイドラインの話をしたが、2020年3月に「中小 M&A ガイドライン」というガイドラインを策定した。このガイドラインを策定した背景として、資料14頁の図の真ん中のグレーで囲っている箇所に記載しているとおり、中小企業が M&A を躊躇する理由が三点あると考えている。一つ目が、進め方が分からないという点である。二つ目が、手数料等が高いか安いかわからない、見極めがしにくいという点である。三つ目が、どのような支援者がいて、その支援者が行う支援が適切なものかどうかということが分からないという点である。このような三つの原因があることを背景に、「中小 M&A ガイドライン」を作成した。

「中小 M&A ガイドライン」は大きく二つ

のパートに分かれている。一つ目が、資料14頁の中段の紺色で囲っている箇所に記載のとおり、中小企業オーナー向けの「後継者不在の中小企業向けの手引き」である。我々は、中小企業のM&Aの事例としてどのようなものがあるのか分からないという課題認識を持っているため、中小企業のM&Aの事例を提示して、このような事例があるということや、中小企業のM&Aのプロセスを明確化して、その時にどういったことを確認しなければいけないのかということ、あるいは、契約を交わす際の契約書はどういったひな型なのかということをお示ししている。それから、仲介手数料についても、その考え方や具体的な事例を提示することにより、この手数料が適切なものかを客観的に判断する基準を示すとともに、最終的に全体の支援内容を含め、セカンドオピニオンを行うことを推奨しており、適切な支援を受けられているかどうか確認することをお示ししている。資料14頁の下段のオレンジ色で囲っている箇所では、「中小M&Aガイドライン」の二つ目のパートとして、中小企業のM&Aを支援していただく機関向けの基本事項をまとめている。このパートでは、事業者の利益の最大化と支援機関同士の連携が重要であることを提示しており、また、M&Aの専門業者に対しては適正な業務遂行のための指針を示している。このようなことを行うことにより、中小企業のM&Aにおける行動指針のようなものをお示ししている。

資料15頁「中小M&Aガイドラインの周知」をご覧ください。「中小M&Aガイドライン」のハンドブックを用意させていただいており、「中小M&Aガイドライン」の中身を簡単にお示ししたり、あるいは、漫画形式

のものも準備している。我々としては、このようなものも使いながら事業者の皆さまに分かりやすい形で、中小企業のM&Aを理解いただくように取り組んでいる。

資料16頁に、参考として、「M&Aに際して苦勞した中小企業経営者の声」をまとめている。売った時の事例、買った時の事例等をまとめているので、時間がある時にご覧いただきたい。

資料17頁に、参考として、ガイドラインを改訂した際の経緯を示している。2011年に事業引継ぎ支援センターを設置して約10年経ったが、その時々に応じてガイドラインを策定したり、パッケージで施策を打つ等々をしてきた。

資料18頁「事業引継ぎ支援センターの概要」をご覧ください。実際に現在行っている施策である、事業引継ぎ支援センターについて紹介させていただきたい。資料18頁の左上の図をご覧ください。後継者不在の中小企業と、その事業を引き継ぎたいと考えている企業に来ていただき、マッチングを行っている。マッチングを行うことにより、事業の引継ぎを進めている。全国47都道府県それぞれの商工会議所や商工会等に事業引継ぎ支援センターを設置させていただき、そこで第三者のマッチングを進めている。

資料18頁の右側の図では、事業引継ぎ支援センターの支援実績をお示ししている。右側の図のうち、上側が単年度の実績、下側が累計実績である。上側の単年度の実績をご覧ください。赤色の棒グラフで示しているのが相談者の数であり、青色の折れ線で示しているのが、事業引継ぎが成約した件数である。足元の令和元年度だと相談件数が11,000件、実際に制約した件数が1,100件ぐらいで、い

ずれの件数を見ても中小企業のM&Aが右肩上がりで進んでいることが分かる。その意味では、中小企業にとってもM&Aが事業を引き継ぐ際の一つのツールとして、かなり身近なものになってきているのではないかと考えている。

資料18頁の左下の図をご覧ください。事業引継ぎ支援センターがどのような領域についてマッチングを行っているのかということについてお示ししている。ざっくりではあるが、企業の売上げを10億円超と3億円超と3億円未満で分類した。我々政府としてマッチングをさせていただいているところは左下の図の一番下の3億円未満のところとなる。事業引継ぎ支援センターは、小規模ディールと言われているところを対象にマッチングをしている。

一方、大規模ディール、中規模ディールについては、我々政府というより、民間でM&Aを仲介されている事業者がマッチングをしている領域である。我々としてはそのようなすみ分けをしながら、政府が介入しないと事業承継が進んでいかないようなところについてマッチング支援を行っている。

資料19頁「中小企業のM&Aに関する全国大のデータベースの構築」をご覧ください。事業引継ぎ支援センターではデータベースのようなものを作成し、マッチングを行っている。このデータベース上には8月時点で約7,000件登録されている。このデータベースは、当然、匿名性といったようなものを確保しながらではあるが、我々政府だけではなく、金融機関や税理士、M&Aの仲介業者といった方々による案件の閲覧や登録を可能にするといったことで、裾野の拡大を図っていくというような取組みも行っている。

さらには、資料19頁の中段に記載のとおり、民間のプラットフォーマーとの連携も検討中である。民間の中小企業のM&Aを仲介されているプラットフォーマーが何社かある。具体的にはビズリーチとトランビとバトンズだが、こういった方々が保有しているデータベースと我々の保有しているデータベースを連携させるという取組みも進めている。このような民間事業者と連携させていただくことにより、裾野の拡大をしっかりと図っていきたいと考えている。

資料20頁「民間プラットフォーマーとの連携による事業承継機運の醸成」をご覧ください。民間のプラットフォーマーとの連携ということで、現在、ビズリーチ、バトンズ、トランビとの連携を進めており、また、それ以外の事業者を含め、連携に関する公募を経済産業省のホームページに掲載している。希望される事業者において、我々が掲げる連携の要件を満たす方がいる場合には、引き続き連携を進めていくこととしたいと考えている。

資料21頁「中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置等」をご覧ください。先ほど親族内承継時の説明を行ったが、第三者に実際に事業を承継する場合にもいくつか税制の負担が生じ得る。資料21頁の右下の①に細かい数字をお示ししているとおり、不動産の権利移転が生じる場合の登録免許税や不動産取得税について、実際にかかる数字よりも軽減するといった措置を講じている。また、資料21頁の右下の②に記載しているとおり、許認可承継の特例の対象業種は6業種に限定されている。例えば、旅館業、建設業について、業を営む上での許認可を得ている場合に、それを事業承継するといった場合は、計画の

認定等を受けることを前提に、その権利自体も承継することが可能になるという措置を講じている。

資料22頁をご覧ください。「経営資源引継ぎ補助金」という補助金を用意している。M&Aを行う際に発生する仲介手数料や、専門家をお願いするデューデリジェンス費用等の経費について、例えば売り手に対しては、経費の3分の2を上限額200万円の範囲で補助しており、また、廃業を伴う場合は上限額650万円の範囲で補助している。令和2年度の補正予算で既に足元の執行は終わっているが、引き続き令和3年度概算要求で同様の補助金の計上を要求している。まだ最終的な政府の予算案は確定していないため、令和3年度の予算において計上されるかどうかは分からない。なお、令和3年度の予算はまだ確定していないが、令和2年12月15日に令和2年度の第3次補正予算の内容が閣議決定され、その中でこの内容の補助金も計上されている。

資料23頁をご覧ください。我々は「中小企業経営力強化支援ファンド」というファンドを作っている。新型コロナウイルスの影響で経営が悪化した中小企業のうち、特に地域で核になるような中小企業の事業者に、ファンドから出資して成長・再生を促していくといったことも行っている。中小機構がファンドに出資するとともに、民間のGP(General Partner)、LP(Limited Partner)を募集してファンドの運用を行っている。現在、ファンド自体は足元で三つ立ち上がっている。ファンドから中小企業への出資はまだ行っていないが、取組みは着々と進んでいる。

4. 承継後の取組みへの支援

資料25頁「事業承継補助金」をご覧ください。我々は第三者承継を契機に新しい取組みを行う事業者を対象とした事業承継補助金という補助金を用意している。具体的には、事業承継をした後、新しい設備投資や、新たな販路開拓等を行う事業者に対し補助金を用意している。資料25頁の下の表に、原則枠とベンチャー型事業承継枠・生産性向上枠の2つの枠組みを示し、それぞれ経営者交代型とM&A型とに分けて記載している。表の上段の原則枠については、補助率が2分の1で、補助上限額がそれぞれ記載のとおり、経営者交代型であれば225万円、M&A型であれば450万円となっている。これに加え、表の下段のベンチャー型事業承継枠・生産性向上枠についてであるが、生産性をしっかり向上させるといった取組みについて、計画を提出していただき、その計画達成の蓋然性が高いと認められるような時に補助率を3分の2に上げ、補助の上限額も経営者交代型であれば300万円、M&A型であれば600万円と、原則枠と比較すると、少し高い設定をしている。このような補助金を用意することにより、単純に事業承継を行うだけではなく、事業承継をした後に、例えば若い経営者に代わった後に、新しい設備投資を行うといったことについて、政府として後押しをしている。事業承継補助金も令和元年度の補正予算で計上したもののだが、令和2年度の第3次補正予算でも同様の補助金を計上することが、令和2年12月15日に閣議決定された。我々としては、引き続き、こういった取組みを後押ししていこうと考えている。

資料26頁「承継トライアル実証事業」をご

覧いただきたい。後継者の教育にかかる部分についても支援している。中小企業の方々から、後継者を教育する際に、個別性が高いため、その教育をどのように行ってよいのか分からないという課題や、教育を行ってみたが上手くいかないという課題等を聞くことがよくある。これらの課題に対して何かしら補助できないか、支援できないかということで行っているのが、承継トライアル実証事業である。どのような後継者であれば、どのような教育を行えば有効なのか等について、有効な後継者教育の内容あるいは型を明らかにしていく。このように、後継者の教育にかかる部分についても支援している。

5. 令和3年度概算要求及び税制改正要望の概要

資料27頁以降は参考として記入しているため、詳細な説明は割愛させていただく。

資料27頁から資料30頁では、令和2年の夏の時点で我々経済産業省から財務省へ要求している令和3年度の概算要求の状況および税制改正要望の概要を参考資料として付けている。

資料31頁以降の「6. 参考資料」の説明も割愛するが、1点だけ説明させていただく。

資料32頁「中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設」をご覧いただきたい。税制措置については令和2年の夏の段階で各省庁から財務省に対し、税制改正要望という形で要求している。その税制について、政府としてまだ決定していないものの、令和2年12月10日に取りまとめられた自民党と公明党の与党税制改正大綱の中で、来年度の税制改正でどのようなことを行っていくのかということが記載されている。

我々は、中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置を創設することを要望しており、この税制措置について具体的に説明すると、買い手側の企業が売り手側の企業を買う際の取得価格の一定金額を準備金として積み立てることにより、買い手側の企業のリスクを軽減するという税制措置である。このような税制措置を創設するという形で与党税制改正大綱の中では取りまとめられている。つまり、税制では経営資源を集約するにあたりリスクヘッジを働かせる措置という形で中小企業への支援を行っているということである。

その他の参考資料は参考までに記入したものであるため、説明は割愛させていただく。

私からの説明は以上である。

(ひらた・たくや)

【コメントと回答】

(コメント) 祝迫得夫氏

資料1頁をご覧ください。いただいた平田様の発表についてコメントさせていただきます。今まで安田先生や戸村先生がされてきたコメントと重複する部分



あり恐縮だが、経済学者から見るとこのような感じだということでコメントさせていただきます。

一つは、事業承継のような話になると必ず出てくることだと思うが、民間経済活動に政府が積極的に参画、介入することへの懸念についてである。これは事業承継のみではなく、一般論として、政府が介入することへの懸念をエコノミストは常に持っている。

この場合、平田様がおっしゃったようにメリットはもちろんある。特に大企業であれば民間に任せておけばよいだろう。しかしながら中小企業、特に地方の中小企業といった場合、情報の非対称性や必要とされるスキルが、事業承継する側にしても、また継承を仲介する側にしても、かなり特殊なため、民間に任せては上手くいかないかもしれない。また、おそらく、地域や産業に与える外部性が大きいだろう。例えば、(福井県)鯖江市の眼鏡産業等の事業承継については、地域や産業に与える外部性が大きいのではないと思う。その意味で政府が介入する価値はおそらくあるだろう。

ただし、もちろんデメリットはある。デメ

リットというより、政府が介入しても上手くいかない可能性はある。例えば、メリットとしての外部性の問題を重視しすぎて、事業としての採算性を軽視するバイアスが掛かるのではないか。このようなコメントは経済学者を引っ張り出すと必ず出てくる。また、民間に任せておけないから政府が介入するという話になるが、スキルの面で政府が仲介役として民間を上回っているかという点、そこまで明白ではない。政府がどのように介入すると上手くいくのかということに関して、もう少しアピールしていただくとありがたかったと思っている。最後に、そもそも事業承継の促進が、政治目的化とまで言ってしまい過ぎかもしれないが、ある種、目的化してしまっているのではないかという部分に関して、懸念があるということもまた事実だろうと思う。

資料2頁をご覧ください。より具体的な懸念について記載しているが、先ほどの宮川先生の発表を踏まえると、少し修正しなければいけない部分があるかもしれない。日本企業の生産性を巡る経済学者の間での一般的な認識としては、中小企業は雇用の面では非常に重要だが、生産性の面から言うと大企業の方が中小企業を上回っているため、マクロ経済の生産性上昇を考えると、中小をそこまで懸念に援護しなくても良いという考え方はあり得る。しかし、今日の宮川先生の発表によると、大企業と中小の生産性の差は産業にもよるとのことであり、私のコメントは大ざっぱすぎるかもしれない。

国際的に見て、日本のサービス産業の生産性が低いことはおそらく事実であろう。また、国際的に見た際に、日本の企業の参入と退出が少なすぎる。つまり、新陳代謝が少なすぎ

る。新陳代謝が多ければよいというものではないだろうが、もう少し活発になった方がよい。そのように考えていくと、あえて事業継承という形で退出を起こさないようにしていくことは、もちろんメリットがあるのは事実だが、メリットと、結果として発生してしまうデメリットを比べた時に、メリットの部分だけを強調していても難しい部分があるのではないかと考えられる。この話は、新型コロナウイルスの危機への現在の対応を考えれば明らかである。新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響を一番受けているのは飲食業や宿泊業になるが、特に飲食業の倒産率や廃業率は他の産業に比べると平時から非常に高い。そのような産業の企業を片っ端から救って回ることが本当によいことなのかどうかという問題はあろうと思う。そのため、翁さんが説明したと思うが、企業の存続を通じて雇用を守るのではなく、直接労働者にセーフティネットを提供する、ないしは労働者の雇用先の確保、ジョブトレーニングを重視した方がよいのではないかと議論が当然出てくるはずである。その意味でも外部性を過大評価してしまっている部分はあるのかもしれない。新型コロナウイルス対応の問題では顕著に見られると思うが、事業継承の問題に関しても事業継承性善説というようなことになるとまずいと感じている。

資料3頁をご覧いただきたい。関東大震災の際の政府の対応の例では、業績不振に陥っていた企業の手形を日銀に買い取らせた。その結果、第一次世界大戦の後、関東大震災発生より前から景気は悪くなっていたため、政府の対応を悪用して色々な銀行が業績不振の企業の手形を売却し、日銀が不良債権を大量に抱え込むということが起こった。同じこと

が現在のコロナ禍においても起こっているだろう。事業継承に関しても、結果として継承が成立してしまったということが、本当によいかどうかは、評価としてかなり難しい部分が出てくるのではないかと考えている。

資料4頁をご覧いただきたい。事業継承後の問題にどう対応するかである。ある意味、収益性の問題とかなりオーバーラップするが、ビジネスモデル自体が陳腐化している時にどうしたらよいのかということ、継承したら済むというものではない。例えば、テレビのドキュメンタリー等で、和菓子屋に若いお嫁さんが来て、インスタ映えする新しいお菓子を作ったら、和菓子屋の事業が復活して上手くいったというような話が出てくるが、そこまで簡単に行った話ばかりではないだろう。そこをどう考えていくか。

さらに、根本的な問題として、事業継承だけの問題ではないが、そもそも民間のビジネスは、何が成功なのか、どの位のスパンを見れば成功したと言えるのかということの評価するのはなかなか難しい。そのため、事業継承させたのが成功だったのか失敗だったのかということも、非常に評価が難しいのではないかと考えられる。私の大学の同期でもまさに事業継承に失敗した例がある。大塚家具である。大塚家具の事業継承は失敗だったという声が巷では大きいですが、では一体何を行ったら成功だったのかはよく分からない。お父さんの方が正しかったと言う人もいる。しかし、あのような大型家具店のビジネスモデル自体がもうだめなのだから、根本的な業態転換をしなければならなかったという考え方もある。そのように考えていくと、事業継承したからよいというものではない。事業継承をして、その後、具体的に成功するとはどうい

うことなのか、何が事業として一番正しいことなのかというのはとても評価の難しい問題だと思う。

最後に、信託経済研究会でも、今回のほかの方の発表でも、しばしば出てきた問題ではあるが、ガバナンスの問題をどうするかという視点は絶対に考えなければならない。事業承継する前は、基本的にオーナー企業であれば、労働者をステイクホルダーに含めたとしても、資本側・経営側ではオーナーがほぼ唯一のステイクホルダーであるため、利益相反の問題はほとんどないわけだが、事業継承した後は、事業継承したことを評価することに加え、事業継承した後のガバナンス構造がどうなっているかということに注意して考えていかないと、やはり生産性の問題に関わってくるのではないかと考える。

駆け足になってしまったが、以上である。

(回答) 平田卓也氏

祝迫先生がおっしゃっている話はすべてそのとおりだと思っている。ざっくり申し上げると、政府が介入するか介入しないかはまさにおっしゃるとおりで、民間企業に任せても上手くいく場合には、我々は介入するべきではない。そうではなく、我々が介入しないと上手くいかないところ、あるいは上手くいかないところ、何らかのデメリットが出てきてしまうところに対して我々は介入することになるだろうと思っている。

そもそも事業承継することがよいのかという点については、このコロナ禍において、今

後ニューノーマルに対応しなければいけない中で、単純に事業承継することですべて上手くいくことではおそろくないだろうと我々も思っている。そのような意味においては、事業承継という文脈だけではなく、祝迫先生がおっしゃったように、今後のニューノーマルに対応するために中小企業の事業につき業態転換を行っていくとか、中小企業の事業を再構築していくとか、そのような文脈が重要だと思っている。そういったところは、中小企業庁としても、事業承継というフレームにとらわれず、しっかりとアプローチしていきたいと思っている。

最後にガバナンスの話も出たが、まさに祝迫先生がおっしゃるとおりだと思う。中小企業のガバナンスが上手くいっていない、あるいは見える化ができていないところが多くあると思うので、そういったところは今後考えていかなければならないと思っている。

(質問) 吉野直之氏

一つお伺いしたい。事業承継された企業のデータを後で使えるようにしておいていただきたい。上手くいったケースと、そうでなかったケースが分かるため、将来の政策に役立つと思う。是非、事業承継された企業のデータをデータベース上で使えるようにしていただければと思う。

(回答) 平田卓也氏

ご指摘のとおりだと思う。



中小企業の事業承継を巡る状況について

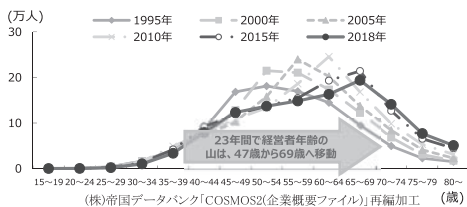
2020年12月
中小企業庁

中小企業の事業承継は喫緊の課題

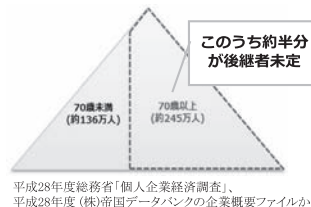
- 2025年までに、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万（日本企業全体の1/3）が後継者未定。
- 現状を放置すると、中小企業の廃業の急増により、2025年までの累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性。特に地方において、事業承継問題は深刻。

※2025年までに経営者が70歳を越える法人の31%、個人事業者の65%が廃業すると推定。雇用者は2009年から2014年までの間に廃業した中小企業で雇用されていた従業員数の平均値(5.13人)、付加価値は2011年度における法人・個人事業主1者あたりの付加価値をそれぞれ使用(法人：6,065万円、個人：526万円)

年代別中小企業の経営者年齢の分布



中小企業経営者の2025年における年齢



- 事業承継問題の解決なくして、地方経済の再生・持続的發展なし。

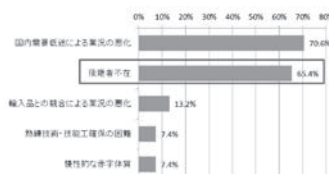
地方において経営者の高齢化は深刻
60歳以上の経営者割合（法人）

1	秋田県	66.7%
2	島根県	62.8%
3	佐賀県	60.9%
4	北海道	60.3%
5	茨城県	58.9%



東京商工リサーチのデータを再編・加工
※3カ年以上財務情報があり、黒字の企業におけるデータ

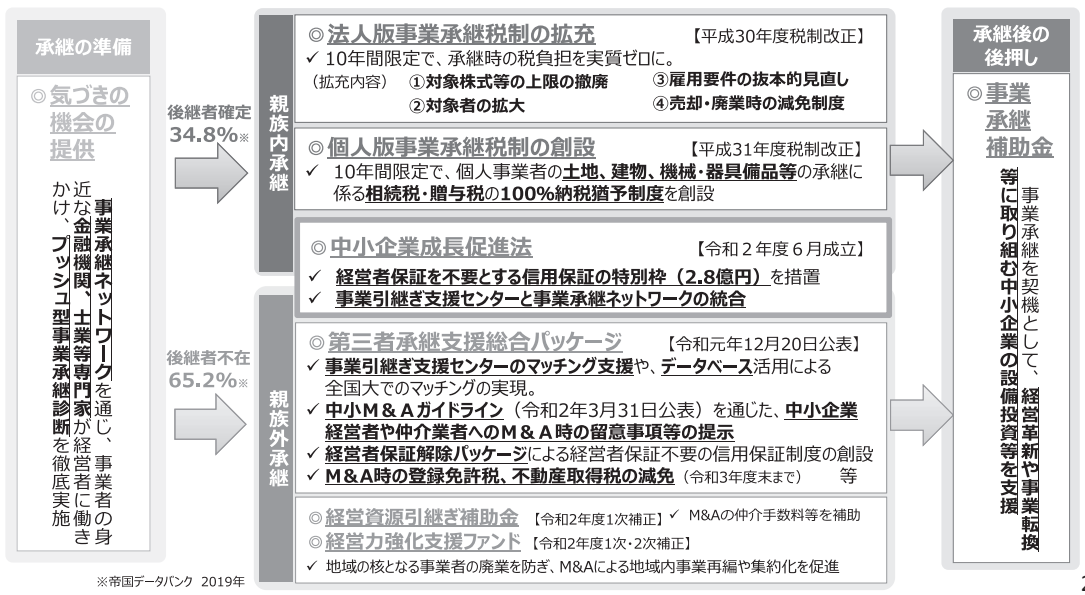
全国の産地において後継者不在による倒産・廃業が進展
産地における倒産・廃業の理由（複数回答）



日本総研株式会社委託調査
※全国578の産地を対象にし、263の産地(西陣織 益子焼、川口焼物等)からの回答を元に調査。

事業承継支援策の全体像

- 事業承継の重要性に対する「気づき」の提供や、事業承継税制、マッチング支援、承継後の新たな挑戦への支援により円滑な事業承継を後押し。
- 承継前から承継後まで、各ステップに応じた切れ目のない事業承継支援策を、**10年程度で集中して実施**。



2

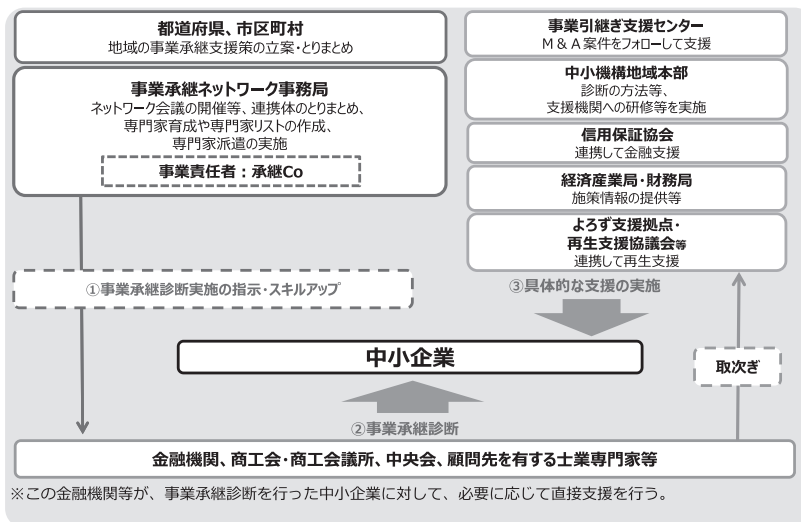
1. 「気づき」の機会の提供

3

事業承継ネットワークの概要

- 早期・計画的な事業承継の準備に対する経営者の「気付き」を促すため、**都道府県単位**で、商工会・商工会議所、金融機関等の身近な支援機関から構成される「**事業承継ネットワーク**」を構築する事業を**平成29年度から開始**。
- 「**プッシュ型**」の「**事業承継診断**」により、経営者の事業承継に係る悩み、課題、ニーズを掘り起こし、適切な**支援機関**に取り次ぐとともに、必要に応じて**地域の専門家による支援**も実施。

構成メンバーと支援スキーム



4

事業承継ネットワークの実施状況

- **令和元年度**は、平成30年度から引き続き、**47都道府県**でネットワークを構成。(独自で取り組む東京都を含む。)
- **168,629件(速報値)の事業承継診断を実施**した。(独自で取り組む東京都を除く。)

地域事務局	診断件数 計	参画 機関数
公益財団法人北海道中小企業総合支援センター	8,325	286
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター	1,898	29
盛岡商工会議所	1,253	27
公益財団法人みやぎ産業振興機構	2,004	109
秋田県商工会連合会	1,182	46
公益財団法人山形県企業振興公社	1,530	57
公益財団法人福島県産業振興センター	1,032	136
水戸商工会議所	6,701	35
宇都宮商工会議所	2,987	126
公益財団法人群馬県産業支援機構	7,122	122
さいたま商工会議所	10,053	93
千葉商工会議所	5,805	108
公益財団法人神奈川産業振興センター	9,443	117
公益財団法人にいがた産業創造機構	4,451	167
公益財団法人富山県新世紀産業機構	2,220	73
公益財団法人石川県産業創出支援機構	2,809	82
公益財団法人ふくい産業支援センター	1,648	66
公益財団法人やまなし産業支援機構	3,502	21
公益財団法人長野県中小企業振興センター	3,927	136
岐阜県商工会連合会	4,025	131
静岡商工会議所・公益財団法人静岡県産業振興財団	6,700	89
公益財団法人あいち産業振興機構	6,766	151
公益財団法人三重県産業支援センター	3,050	30
大津商工会議所	1,943	45
公益財団法人京都産業21	2,079	37
公益財団法人大阪産業局	16,510	126

地域事務局	診断件数 計	参画 機関数
公益財団法人ひょうご産業活性化センター	6,325	85
公益財団法人 奈良県地域産業振興センター	1,445	73
和歌山商工会議所	1,168	59
公益財団法人鳥取県産業振興機構	1,274	16
松江商工会議所	1,589	97
公益財団法人岡山県産業振興財団	4,113	91
広島商工会議所	2,750	126
公益財団法人やまぐち産業振興財団	1,317	60
徳島商工会議所	1,604	53
公益財団法人かがわ産業支援財団	2,287	36
公益財団法人えひめ産業振興財団	1,808	44
高知商工会議所	1,083	32
福岡商工会議所	7,173	169
佐賀商工会議所	3,981	73
長崎商工会議所	1,314	149
熊本商工会議所	1,721	34
大分県商工会連合会	3,811	36
宮崎商工会議所	2,237	66
公益財団法人かごしま産業支援センター	1,523	30
那覇商工会議所	1,141	21
事務局 計	168,629	3,795

5

2. 親族内承継支援

6

法人版事業承継税制の抜本拡充

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「**法人版事業承継税制**」を、**抜本的に拡充**。

※2018年4月1日から2023年3月31日までに特例承継計画を提出し、2018年1月1日から2027年12月31日までに実際に承継を行う者が対象。

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

改正前

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみ。

改正後

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者（最大3人）**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

改正前

- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上**の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。
- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。

改正後

- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。
- **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

7

3. 第三者承継支援

8

個人版事業承継税制の概要

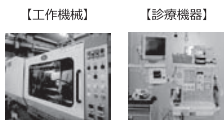
- **個人事業者の事業承継を促進**するため、**10年間限定**で、**多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予**する「**個人版事業承継税制**」を創設。

概要

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

- **土地・建物**（土地は400㎡、建物は800㎡まで）
- **機械・器具備品**
（例）工作機械・パワーショベル・診療機器 等
- **車両・運搬具**
- **生物**（乳牛等、果樹等）
- **無形償却資産**（特許権等）
等



② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の全額（100%）が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置

2019年1月1日～2028年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

- 注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づき認定が必要
②2019年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要
- 注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

9

(参考) 小規模宅地等の課税価格の計算の特例

- 一定の宅地等を相続した場合には、その宅地等について、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、相続税の課税価格から一定の割合を減額する制度。

概要

【適用期間：期限の定めなし】

宅地等		減額される割合	適用対象限度面積
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	特定事業用 (貸付事業以外)	80%	400㎡
	特定同族会社事業用	80%	400㎡
	貸付事業用	50%	200㎡
特定居住用		80%	330㎡

①「居住用宅地」を相続で取得した場合

②「事業用宅地」を相続で取得した場合



・居住用（上限330㎡まで）
→ 80%減額

【要件】同居親族が取得し申告期限まで居住 等



・事業用（上限400㎡まで）
→ 80%減額

【要件】相続税申告期限までの事業継続 等

①居住用宅地、②事業用宅地は併用可能 → 最大730㎡まで適用可能

※平成31年度より取得した事業用宅地については、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等は対象外。
ただし、当該宅地等 の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く。

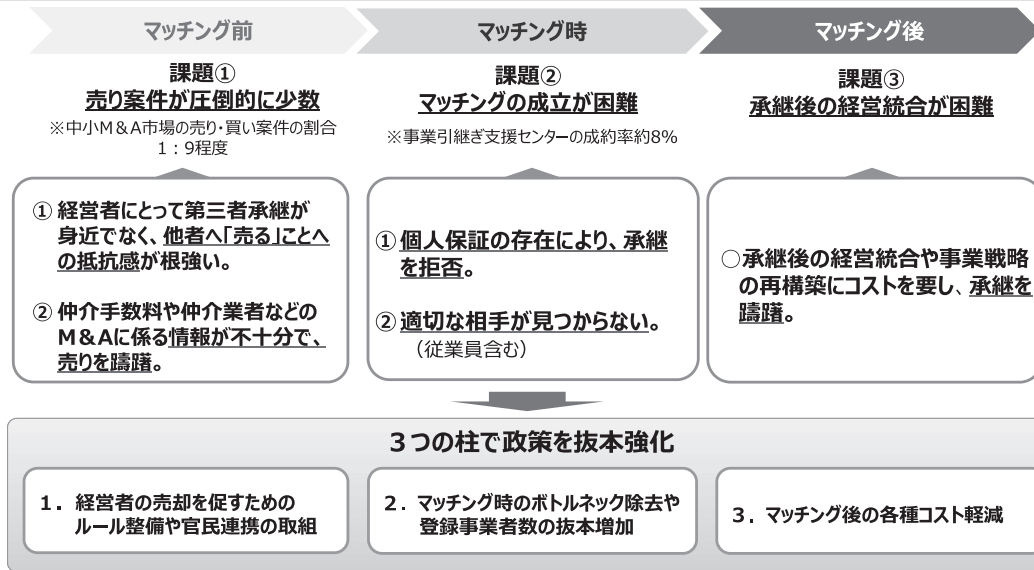
法人版事業承継税制の申請件数

- **拡充前**は、11年間（2008年度～2018年度）で**2,500件**の利用だったが、
- **拡充後**は、2018年4月～ 2020年8月までの29ヶ月間で、**7,410件**の申請がなされている。



第三者承継における課題と対応の方向性

- 現在、中小企業のM&Aは年間4,000件弱に留まり、潜在的な後継者不在の中小企業の数（127万者）からして不十分。
- その背景として、以下3つの課題が存在。それぞれで抜本的な対策が必要。



12

黒字廃業を回避するための第三者承継支援総合パッケージ（10年間の集中実施）

- 10年間で60万者（6万者/年×10年）の第三者承継の実現を目指す。
- 技術・雇用等の中小企業の経営資源を、次世代の意欲ある経営者に承継・集約。

1. 経営者の売却を促すためのルール整備や官民連携の取組

- (1) 「事業引継ぎガイドライン」を改訂し、経営者が適正な仲介業者・手数料水準を見極めるための指針を整備。第三者承継を経営者の身近な選択肢とする。
- (2) 事業引継ぎ支援センターの無料相談体制を抜本強化し、経営者が気軽に相談できる第三者承継の駆け込み寺に。

2. マッチング時のボトルネック除去や登録事業者数の抜本増加

- (1) 「経営者保証ガイドライン」の特例策定により、個人保証の二重取りを原則禁止。
- (2) 「事業引継ぎ支援データベース」を民間事業者にも開放し、スマホのアプリを活用したマッチングなど、簡便なしくみを提供。

3. マッチング後の各種コスト軽減

- 新社長就任に向けた後継者の教育支援や、事業の選択と集中を促す補助金の創設をはじめ、予算・税・金融支援を充実。

13

中小M&Aガイドラインの策定

- **M&A業者の数は年々増加** (※) しているが、中小企業にとって、**適切なM&A支援の判別が困難であり、M&Aを躊躇する原因の1つ**となっている。 ※ 2009年 177社→2019年 313社 (レコデータ)
- **中小M&Aガイドラインにより、M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示す**とともに、**M&A業者等に対して、適切なM&Aのための行動指針を提示**する。

中小企業がM&Aを躊躇する要因

① **M&Aに関する知見がなく、進め方が分からない**

② **M&A業務の手数料等の目安が見極めにくい**

③ **M&A支援に対する不信任**

中小M&Aガイドライン

後継者不在の中小企業向けの手引き

- ◆ **約20の中小M&A事例を提示し、M&Aを中小企業にとってより身近なものに。** ①
- ◆ **中小M&Aのプロセスごとに確認すべき事項や、適切な契約書のひな形を提示。**
- ◆ **仲介手数料** (着手金/月額報酬/中間金/成功報酬) の考え方や、**具体的事例の提示により、手数料を客観的に判断する基準を示す。** ②
- ◆ **支援内容に関するセカンド・オピニオンを推奨。**

支援機関向けの基本事項

- ◆ **支援機関の基本姿勢として、事業者の利益の最大化と支援機関同士の連携の重要性を提示。** ③
- ◆ **M&A専門業者に対しては、適正な業務遂行のため、**
① 売り手と買い手双方の1者による仲介は「利益相反」となり得る旨明記し、**不利益情報** (両者から手数料を徴収している等) の開示の徹底等、その**リスクを最小化する措置**を講じる
② 他のM & A 支援機関への**セカンドオピニオンを求めることを許容する契約**とする
③ **契約期間終了後も手数料を取得する契約 (テール条項) を限定的な運用**とする といった行動指針を策定
- ◆ **金融機関、土業等専門家、商工団体、プラットフォームに対し、求められる具体的な支援内容や留意点を提示。**

14

中小M&Aガイドラインの周知

- **事業引継ぎ支援センター・センターの登録機関へのガイドライン遵守を義務付ける**ほか、その他の**中小M & A 支援に関わる幅広い機関にも遵守を求める。**
- さらに、**わかりやすいハンドブックを作成し、セミナーなどを通じた普及・広報を進めていく。**

○関係機関

○ハンドブックのイメージ (旧ガイドライン)

ガイドライン
遵守を
義務付け

- ◆ **事業引継ぎ支援センター <全国48か所>**
 - ✓ 全国48か所の中小M & A 相談窓口 (商工会議所等が運営)
- ◆ **センターの登録機関 <全496機関>**
 - ✓ センターの相談案件のうち、民間で対応可能な案件に対応する機関
 - ✓ 地域金融機関 (280機関) や、仲介業者等 (216機関) が登録されている。
- ◆ **その他の関係機関**
 - ✓ 上記登録機関以外のM & A 専門業者・金融機関、M & A プラットフォーマーをはじめとした、中小M & A 支援に関わる者



15

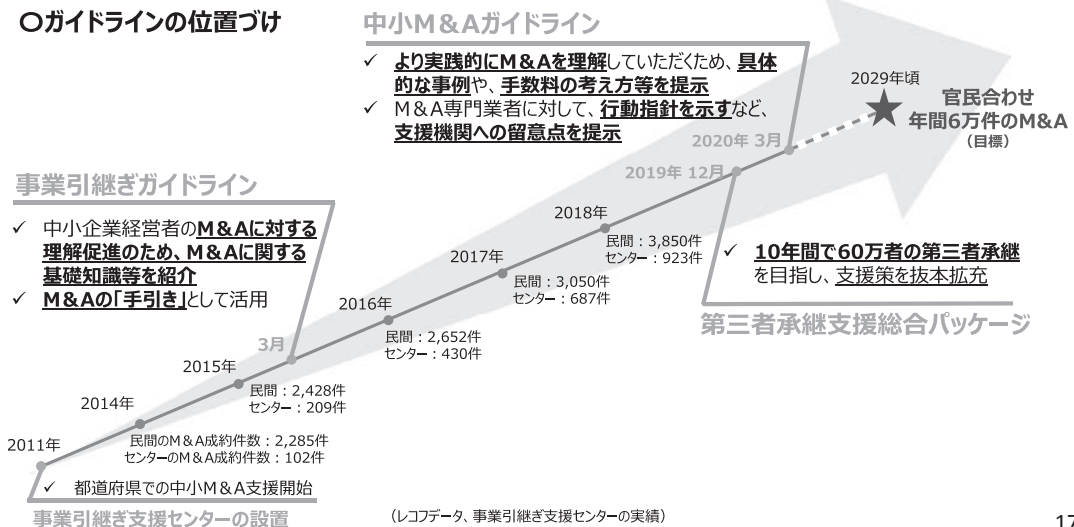
(参考①) M&Aに際して苦労した中小企業経営者の声

会社概要		苦労した点
売り手事例	製造業 <九州> 従業員数：約80名	・後継者不在に危機感を持ち、 取引銀行にM&Aについて相談 。銀行から、 事業承継の専門チームが派遣され、他県の同業他社と交渉を進めることになった。 ・ 交渉完了直前に、銀行から想定を上回る手数料を請求された。 最終的には、請求額の半額で折り合い破談は逃れたが、 経営者は、「手数料負担が障壁となって、M&Aを躊躇する企業があるのではないかと不安視している。
	製造・販売業 <東北> 従業員数：約40名	・後継者不在だったが、父から継いだ事業を存続させるため、M&A専門業者へ相談。 業者から示された企業価値は、明らかに低く、自社の正当な価値がわからないまま、プロセスが進んでしまった。 業者は、 効率性を最優先しているように感じた。 ・ デュデリジェンス (DD) に基づいた正式な譲渡価格は、当初から大幅な減額だった。 会計上の処理の問題要因になっていたのは納得できたが、工場の敷地や建物等の評価までもが下げられていた。不満を伝えたところ、「 評価に反論する場合は、最悪、損害賠償請求を受ける可能性がある 」と言われ、 泣く泣く契約書にサイン することとなった。
買い手事例	卸売販売業 <関東> 売上高：約80億円 従業員数：約100名	・顧問税理士と会計士の支援の元で同業他社をM&Aにより取得したが、 M&A後に、交渉の過程で明らかにならなかった設備の買換えが必要になることが発覚。 思わぬ負担となった。 ・一番大きな問題は、 譲渡企業から必要な資料が出てこないことだった。 M&Aを実行するには 法務/財務/税務/労務等のDDが必要だが、資料がなければチェックのしようがない。経営者のM&Aへの理解不足を実感した。
	製造業 <九州> 売上高：約60億円 従業員数：約300名	・いくつかのM&A専門業者と相談したが、 条件面で話がまとまらず、時間を要した。 ・M&A後に、 譲渡企業の売上の大半が期待していた事業によるものと異なることが判明。 M&A専門業者に、DDの過程で譲渡企業の事業内容を把握できなかったと聞いたところ、 聞かれなかったから答えなかった、と回答された。 ・ M&A専門業者と密にコミュニケーションを取り、自社の主張を確実に伝えないとM&Aは上手くいかない と実感した。
	電気通信業 <関東> 売上高：約100億円 従業員数：約400名	・M&A専門業者のデータベースに掲載されていた同業他社の事業を一部譲受。M&A後に、取得した事業のライセンス更新が必要なソフトの存在が明らかになるなど、 更新料等が相当かかった。 この点は DDで判明しなかった。 ・M&A後に、債権債務関係について、金融機関との調整も発生したが、 この局面ではM&A専門業者は何も動かなかった。契約書にも、M&A後のことは関与しないと書いてあり、支援機関の役割についても、よく理解しておくことが必要である と思った。

(参考②) ガイドライン改訂の経緯

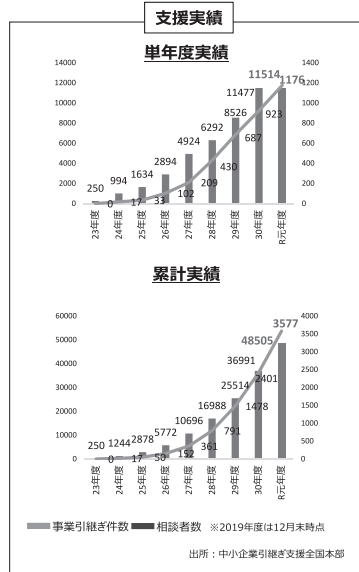
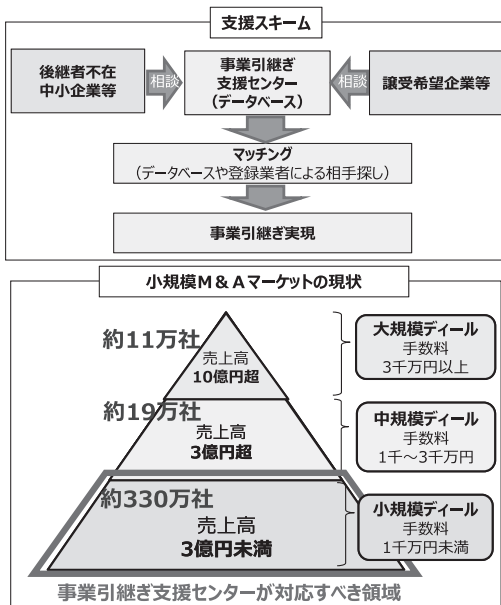
- 「**事業引継ぎガイドライン**」の公表から約5年が経過する中で、**中小企業のM&Aは着実に進展しつつあるが、未だ第三者に「売る」ことを躊躇している中小企業経営者は数多く存在。**
- このため、同ガイドラインを**全面改訂し、「中小M&Aガイドライン」**を策定することで、**中小企業のM&Aの更なる促進を図る。**

○ガイドラインの位置づけ



事業引継ぎ支援センターの概要

- 後継者不在の中小企業のマッチング支援を行う「事業引継ぎ支援センター」を全国47都道府県に設置。
- 平成23年の発足以来、年々実績を上げ、相談件数は4万件を突破し、約3千件の事業引継ぎを実現。



機運醸成
環境整備
マッチングの円滑化
マッチング後の
取組支援

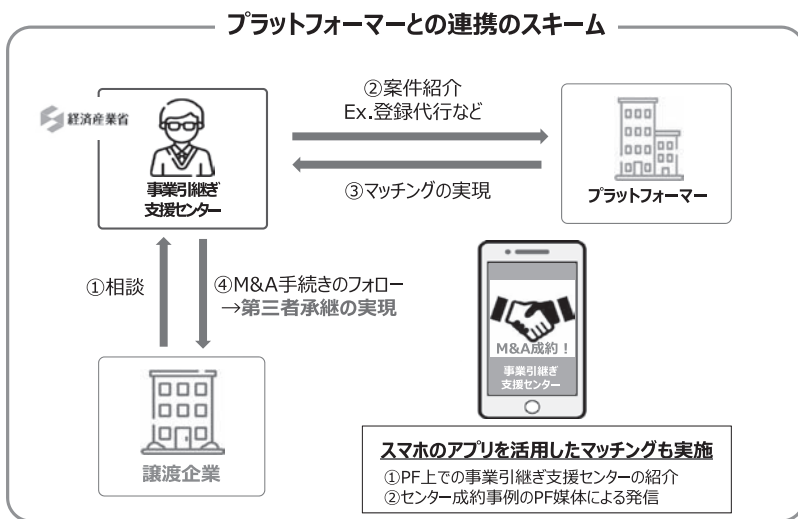
中小企業のM&Aに関する全国大のデータベースの構築

- 第三者による事業承継を促進するため、事業引継ぎ支援センターでは相談案件をデータベース化し、各センター間における広域マッチングに取り組んでいる。
- 令和元年9月からデータベースを抜本拡充し、事業引継ぎ支援センターのみならず、①金融機関、税理士、M&A仲介業者等の民間事業者や、②事業者情報を持つ政府系機関（政策金融公庫、JETRO等）も案件の閲覧・登録を可能にし、海外含め全国大の良質なデータベースを構築している。民間のプラットフォームとの連携も検討中。



民間プラットフォームとの連携による事業承継機運の醸成

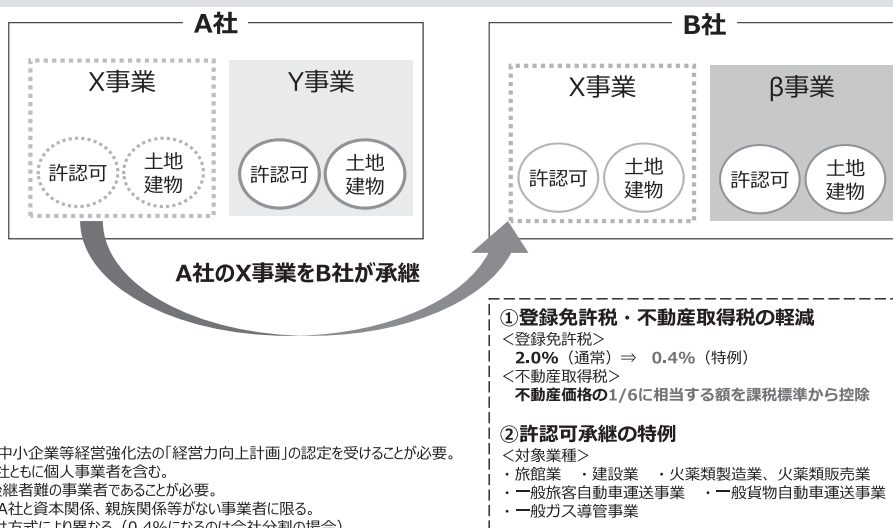
- **事業引継ぎ支援センターと民間プラットフォームが連携したプロジェクトを実施。**
- プラットフォーマーの顧客層や強みを踏まえ、**事業引継ぎ支援センターの相談者を紹介し、マッチング後のフォローを双方で実施。事業承継の機運を全国的に広め、身近な形での仲介を推進。**



20

中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置等

- **第三者承継（合併・会社分割・事業譲渡）に伴い不動産の権利移転が生じる場合に、登録免許税・不動産取得税を軽減。**（令和3年度末まで延長）
- さらに、**許認可承継の特例**も措置し、**承継後の負担を軽減。**



(注)

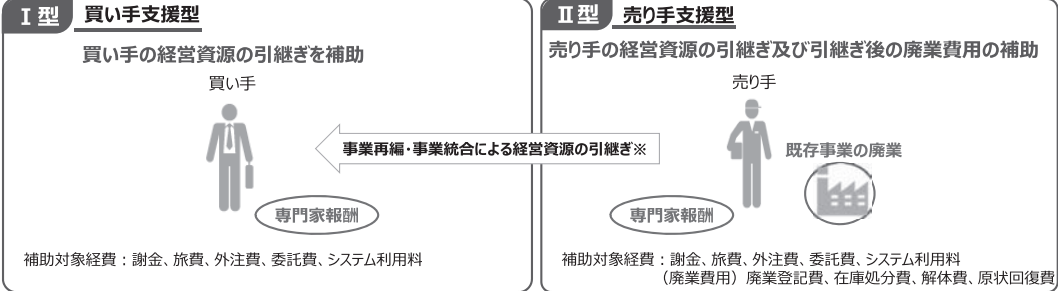
- ・B社は、中小企業等経営強化法の「経営力向上計画」の認定を受けることが必要。
- ・A社、B社ともに個人事業者を含む。
- ・A社は後継者職の事業者であることが必要。
- ・B社は、A社と資本関係、親族関係等がない事業者に限る。
- ・軽減率は方式により異なる（0.4%になるのは会社分割の場合）

21

経営資源引継ぎ補助金

令和2年度補正予算

- 新型コロナウイルスの影響下にあっても、**中小企業の貴重な経営資源や、雇用・技術を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため**、中小企業の第三者承継時の負担である、**M&A専門家・士業専門家等の活用に係る費用**（仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）を補助する。
- また、経営資源の一部を引き継ぐ場合においては、**譲渡側の廃業費用**を補助する。



※売り手のみ・買い手のみが申請し、補助を受けることも可能。

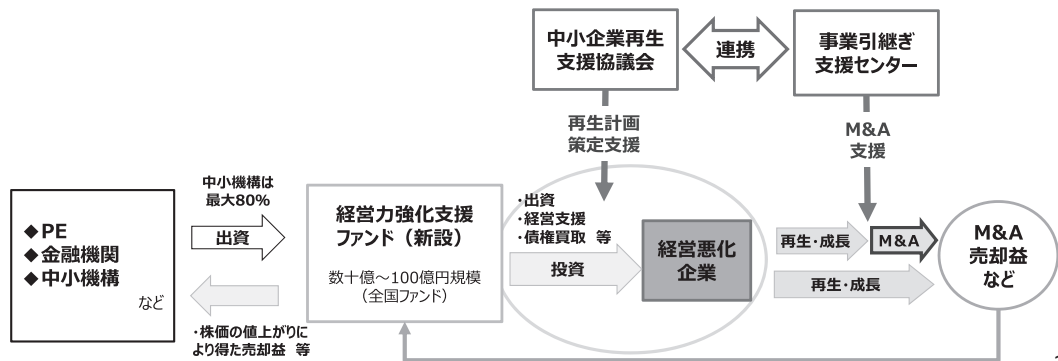
タイプ	補助率	補助下限額	補助上限額
買い手支援型 (I型)	補助対象経費の 3分の2以内	50万円	①経営資源の引継ぎを促すための支援 100万円 ②経営資源の引継ぎを実現させるための支援 200万円
売り手支援型 (II型)	補助対象経費の 3分の2以内	50万円	①経営資源の引継ぎを促すための支援 100万円 ②経営資源の引継ぎを実現させるための支援 65万円※

※廃業費用を活用しない場合の補助上限額は200万円とする。

22

中小企業経営力強化支援ファンド

- **新たな官民連携のファンドを創設し、地域の核となる中規模な事業者に対して、再生とM&Aの両面からの支援を強化**する。
- **既存の再生ファンド（地域限定あり）では、1件当たりの投資金額が小さく、地域の核となる中規模な事業者への出資が困難。民間の投資余力が減退し、想定リターンも下がる中、コロナウイルスの影響により経営が悪化した地域の核となる企業の倒産・廃業を防ぐためには、新たなファンドの創設が不可欠**。
- 新ファンドでは、**事業引継ぎ支援センターによるM&A支援、再生支援協議会によるファンドを活用した再生計画策定支援も活用し、経営力の強化とその後の成長（M&A・再生双方あり）を全面サポート**する。



23

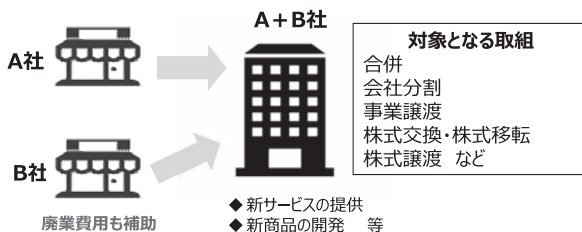
4. 承継後の取組への支援

24

事業承継補助金

- 第三者承継を契機に、**新たな取組に挑戦する事業者を補助金（最大1,200万円）により後押し。**
- 来年度からは、**ベンチャー型事業承継枠等を新設**するとともに、**事業を譲渡する者の廃業費用も補助対象とし、事業の選択と集中を促す。**

M & A後の新たな取組等を補助



枠組		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合	合計
原則枠	経営者交代型	1 / 2	225万円	+225万円	450万円
	M & A型	1 / 2	450万円	+450万円	900万円
ベンチャー型事業承継枠 ・生産性向上枠	経営者交代型	2 / 3	300万円	+300万円	600万円
	M & A型	2 / 3	600万円	+600万円	1,200万円

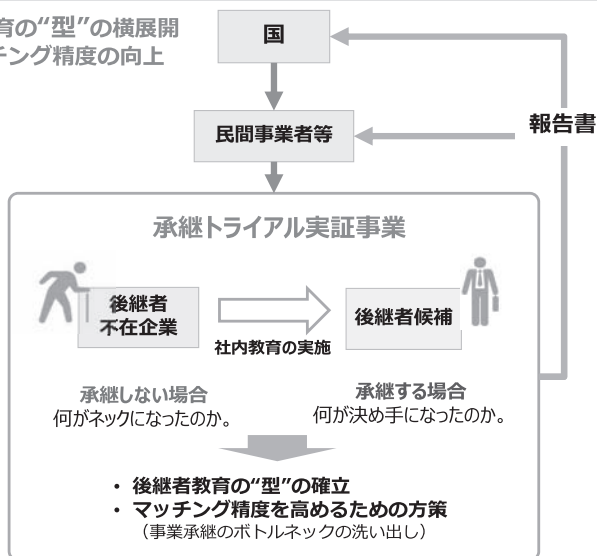
機運醸成
・環境整備
マッチング
の円滑化
マッチング後の
取組支援

25

承継トライアル実証事業

- 中小企業の現場における後継者教育は個別性が高く、第三者承継時の課題となっている。
- 有効な後継者教育の内容や型を明らかにし、標準化を進めることでマッチング精度を高めていく。

後継者教育の“型”の横展開
⇒マッチング精度の向上



機運醸成
環境整備

マッチング
の円滑化

マッチング後の
取組支援

26

5. 令和3年度 概算要求及び税制改正要望の概要

27

中小企業再生支援・事業承継総合支援事業

令和3年度概算要求額 142.8億円 (75.1億円)

(1) 中小企業庁 金融課
03-3501-2876
(2) 中小企業庁 財務課
03-3501-5803

事業の内容

事業目的・概要

(1) 中小企業再生支援事業

- 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱える中小企業者等に対し、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を実施します。また、事業再生が特に困難な場合には、個人保証債務の整理に係る弁済計画策定等の経営者の再チャレンジ支援を実施します。
- 令和3年度においては、人員の増強など協議会の体制拡充を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等への再生支援に万全を期します。

(2) 事業承継総合支援事業

- 令和3年4月に第三者承継支援を行う事業引継ぎ支援センターに、親族内承継支援を行う事業承継ネットワークを統合します。
- 中小企業者等の円滑な事業承継促進のため、事業承継診断に基づく支援ニーズの掘り起こしや、事業承継計画の策定、譲渡・譲受事業者間のマッチング等の支援をワンストップで行います。

成果目標

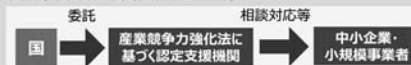
(1) 中小企業再生支援事業

- 平成30年から令和4年までの5年間の成果目標として、足下並みの低い二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）の実現を目指します。

(2) 事業承継総合支援事業

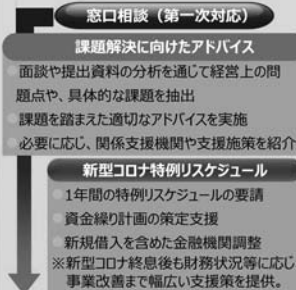
- 事業承継診断を年間約16.8万件実施します。また、令和4年度までに、年間2000件の事業引継ぎを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

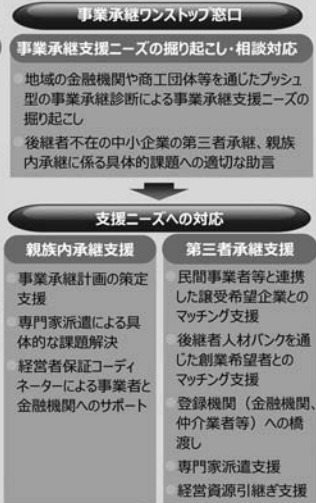


事業イメージ

(1) 中小企業再生支援事業



(2) 事業承継総合支援事業



事業承継・世代交代集中支援事業

令和3年度概算要求額 27.0億円 (新規)

中小企業庁 財務課
03-3501-5803

事業の内容

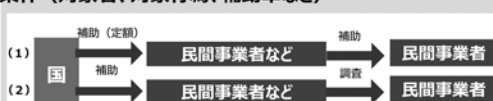
事業目的・概要

- 中小企業の貴重な経営資源や、雇用・技術を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため、中小企業の経営資源引継ぎや事業再編を後押しします。また、承継後の後継者が行う新たな取組を支援します。
- 具体的には、事業承継後の設備投資・販路開拓などに係る費用や、第三者承継時に係る士業専門家の活用費用を補助します。また、事業承継やM&Aに関するイベントの開催を支援します。
- さらに、実証事業により、後継者不在の中小企業の後継者教育の「型」を明らかにし標準化を進めます。

成果目標

- 事業承継補助金により、経営資源の引継ぎ・事業再編や、承継後の経営革新などを年間約600者後押しします。
- 事業承継トライアル実証事業により、年間約45者の後継者教育の実証事業を行うことにより、円滑な第三者承継の実現に繋がります。

条件（対象者、対象行為、補助率など）



事業イメージ

(1) 事業承継補助金

- 経営者交代型・M&A型では、事業承継・事業再編を契機に、経営革新などに挑戦する中小企業に、設備投資・販路拡大の支援を行います。また、新規事業への参入などを行う場合は重点的に支援します。
- 専門家活用型では、譲渡側・譲受側双方の士業専門家の活用に係る費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用（買収に伴うリスク調査）、企業概要書作成費用など）を補助します。
- 経営資源を譲渡した事業者の廃業費用も補助します。
- また、中小企業が団体などを通じ、事業承継やM&Aについて情報交換などを行うイベントの開催を支援します。

イメージ



種別	補助率	補助上限額	上乗せ額
経営者交代型 ・原形枠 (経営者交代後の経営革新などを支援)	1/2	225万円	+225万円
・ベンチャー型事業承継・生産性向上枠*	2/3	300万円	+300万円
M&A型 (M&A後の経営革新などを支援)	1/2	450万円	+450万円
・ベンチャー型事業承継・生産性向上枠	2/3	600万円	+600万円
専門家活用型 (M&A時の専門家活用費用を補助)	1/2	200万円	+450万円

*ベンチャー型事業承継枠：新商品の開発、新サービスの提供を行う者を支援します。生産性向上枠：「経営革新計画」又は「先導的補助金導入計画」を提出した者を支援します。

(2) 事業承継トライアル実証事業

- 実証事業により、後継者不在の中小企業が、後継者選定後に行う教育の有効な型を明らかにし標準化を進めます。

令和3年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

1. 「新たな日常」に向けた不可逆なビジネスモデル変革を実現する投資促進

- ・ **（1）新たな日常経済の成長を促すためのビジネスモデル変革の促進**
 - ・ 欧米や中国が研究開発投資を大きく伸ばす中、ウイズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」を形成していく上で、企業の競争力の源泉たる研究開発投資は極めて重要。他方、現下のコロナ禍で企業は研究開発投資を躊躇する状況にあることから、①研究開発税制の控除上限を、法人税額の最大50%まで活用できるよう引き上げ、研究開発投資を底上げする。また、今後、クラウドを活用してサービスを拡張・提供するビジネスモデルが主流となる中、我が国の研究開発が後れを取らないためにも、②クラウドサービスを活用したソフトウェア開発を税制対象に拡充するとともに、必要な措置の延長等を行う。
- ・ **（2）ウイズコロナ/ポストコロナ時代のビジネスモデル変革の促進**
 - ・ 社会のデジタル化対応の遅れなど、コロナ禍により顕在化した課題を踏まえ、企業においては、大胆なビジネスモデルの変革（事業再構築・再編等）が不可欠。こうした経営改革を前提に、①コロナ禍による厳しい経営状況からのV字回復の実現と、②ビジネスモデルの変革に資するDX投資の促進に対し、租税特別措置を実施（投資への特別償却・税額控除、繰越欠損金の控除上限の引上げ等）。
- ・ **（3）企業の機動的な事業再構築を促すための株式を対価とするM&Aの円滑化**
 - ・ 機動的な事業再構築を促すため、株式を対価としたM&Aにおける被買収会社株主の株式譲渡益への課税繰延措置を講ずる。この際、事前認定を不要とするなど実効的、かつ恒久的な制度とする。
- ・ **（4）車体課税（エコカー減税・環境性能割）の見直し・延長**
 - ・ エコカー減税、環境性能割の延長・見直しを行い、優れた次世代自動車の普及を促進。その際、コロナ禍で悪影響を受けている自動車産業の厳しい現状に鑑み、自動車取得時の税負担の軽減等を図る。また、自動車を取り巻く環境変化に際し、将来のモビリティ社会像を見据えつつ、自動車関係諸税のあり方について、簡素化等の視点も踏まえ、検討を行う。
- ・ **（5）大企業向け賃上げ税制（3%以上）の見直し・延長**
 - ・ 大企業向け賃上げ税制について、設備投資要件ではなく、多様な人材投資（外部人材の獲得や、社内人材の育成・学び直し等）に着目した制度見直しを行った上で、延長する。

2. 新型コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活性化

- ・ **（1）中小企業の経営資源の集約化等の促進**
 - ・ ウイズコロナ/ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業の経営資源の集約化等（統合・事業再構築等）を支援するため、必要な措置を創設する。
- ・ **（2）中小企業の積極的な設備投資、経営基盤強化、研究開発、所得拡大を支援**
 - ・ 新型コロナ禍でも、中小企業の生産性向上やDXに資する設備投資を後押しすべく、中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除10%）を延長する。併せて、中小企業投資促進税制、及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制（いずれも特別償却30%又は税額控除7%）を延長する。
 - ・ 中小企業軽減税率（法人税を所得800万円まで、19%から15%に軽減）を延長するとともに、中小企業の研究開発を支援すべく、中小企業技術基盤強化税制を拡充する。
 - ・ 経済の回復・好循環の妨げとなる雇用者の所得拡大を後押しすべく、中小企業向け所得拡大促進税制について、制度を見直した上で延長する。
- ・ **（3）地域経済を牽引する企業の成長を促進するための設備投資促進税制の強化（地域未来投資促進税制の延長・拡充）**
 - ・ 地域経済を牽引する企業の成長を促進するとともに、サプライチェーン強靱化の観点も踏まえ、設備投資に対する措置を延長・拡充し、地域の成長発展の基盤を強化する。
- ・ **（4）災害に事前に備えるための設備投資支援の強化（中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充）**
 - ・ 激化する災害等及び感染症への事前対策を強化するため、防災・減災のための設備投資に対する特別償却の対象に、重要設備のかさ上げに用いる架台や、停電時の電力供給装置等を拡充。
- ・ **（5）土地に係る固定資産税の評価額見直しに伴う負担調整措置等の延長と経済状況に応じた所要の措置**
 - ・ 土地（商業地等）の固定資産税の評価額見直しに関し、現行の負担調整措置等を延長するとともに、新型コロナ禍の影響を踏まえ、経済状況に応じた所要の措置を講ずる。

3. 更に加速する社会のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備

- ・ **（1）経済のデジタル化に伴う国際的な課税の見直し（最低税率課税など）への対応**
 - ・ 年内の国際合意やその先の国内立法では、欧米の動向等も踏まえ、日本企業（アジア製造業等）の過度な負担増を回避しつつ、デジタル経済化を見据えた日本企業の競争力強化策を併せて検討する。
- ・ **（2）新型コロナ禍で顕在化した社会的課題を踏まえた納税環境整備**
 - ・ 感染症防止への対応が迫られる中で顕在化した社会的課題について、税務面でも、電子帳簿保存法に係る要件や、押印規定の見直し等について、現場実態に即した形で柔軟に緩和する。
- ・ **（3）ガス事業等の収入金課税の見直し**
 - ・ 小売全面自由化が行われたガス供給業の法人事業税の課税方式を、一般の事業と同様の課税方式に変更する。また、電気供給業の課税方式のあり方は、本年度改正を踏まえ、検討する。

6. 参考資料

中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設

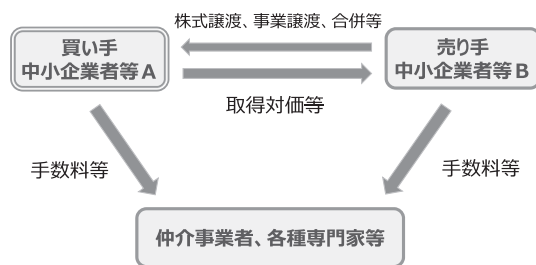
新設

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

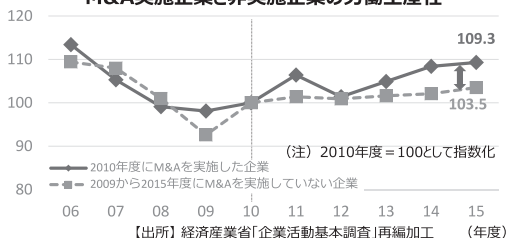
- ウィズコロナ/ポストコロナ社会においては、「**新たな日常**」に対応していくことが必要であり、**業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革が重要**。
- この点、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとって、**経営資源を集約化等（統合・事業再構築等）**させることによって、**新規事業拡大や多角化等を行い、生産性を向上させることが可能**。
- このため、ウィズコロナ/ポストコロナ社会に向けて、**地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援するため、必要な税制措置を創設**する。

要望内容

○中小企業による経営資源集約化等に係る税制措置を創設する。



M&A実施企業と非実施企業の労働生産性



M&A実施前後の業績（増加傾向の比較）

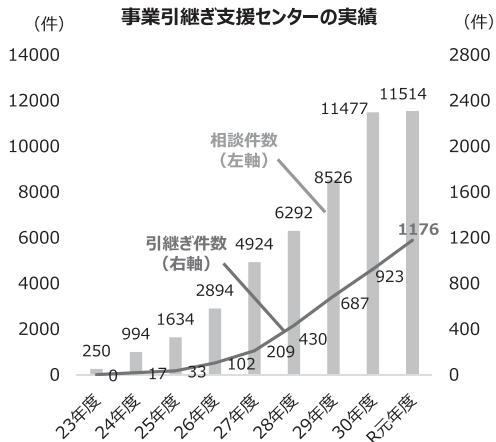
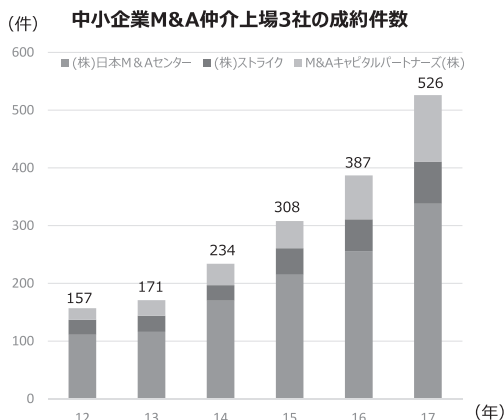
	実施をした	実施、検討をしていない
直近3年間の売上高	52.3%が増加	40.5%が増加
直近3年間の経常利益	48.4%が増加	35.9%が増加

【出所】「中小企業白書2018」

（参考1）経営資源集約化の実施状況

- 中小企業M&Aの成約件数は増加傾向だが、その潜在的なニーズを踏まえるとまだまだ拡大の余地あり。
- 一方で、**新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業におけるM&Aの意欲が抑制されるおそれがあることにも留意が必要**。

中小企業M&Aの実施状況

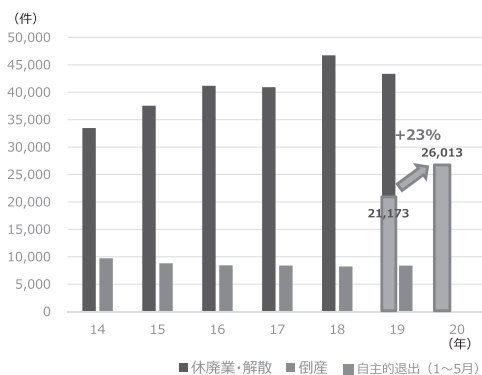


【出所】「中小企業白書2018」

(参考 2) 経営資源の集約化による経営資源散逸・喪失の回避

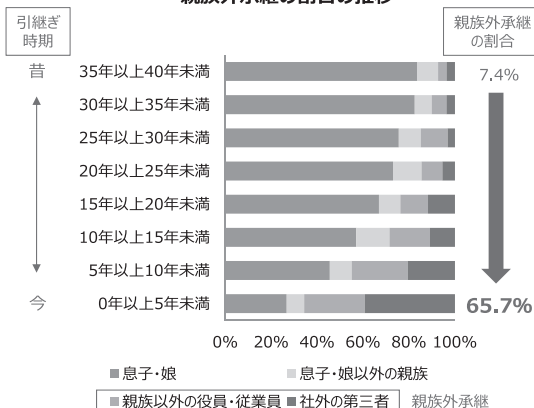
- 2019年に休廃業・解散した企業は4万3千件強、倒産は8千件強であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**2020年の休廃業・解散は5万件を、倒産は1万件を超えるとの見込み**もある。企業の退場リスクの高まりを放置すると、地域の経営資源が散逸するおそれもあり、経営資源集約化の推進が重要。
- なお、**事業承継においては親族外承継の重要性が高まりつつあり、事業承継の観点からも経営資源集約化は重要。**

休廃業・解散、倒産件数年次推移



【出所】(株)東京商工リサーチ「2019年「休廃業・解散企業」動向調査」
「コロナ危機は、企業の退場にどのような影響を及ぼしたか？」
(RIETI特別コラム2020年7月10日)を元に中小企業庁作成

引継ぎ時期別による親族外承継の割合の推移



【出所】みずほ総合研究所(株)「中小企業の資金調達に関する調査」(2015年12月)

中小企業・小規模事業者の積極的な設備投資を支援する税制措置

延長

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、積極的に設備投資を行う中小企業を支援するため、**中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、引き続き重要。**

現行制度 【適用期限：いずれの税制措置も令和2年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) 生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	

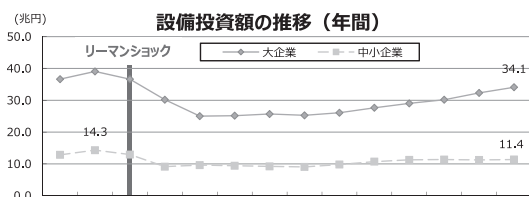
□を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

要望内容

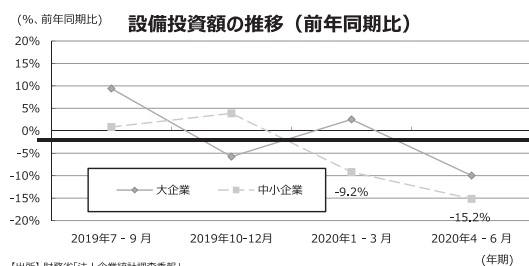
○いずれの税制措置も適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

(参考) 設備投資の推移

- 設備投資は、リーマンショックによって落ち込んだ後、大企業は増加傾向にある一方、**中小企業はほぼ横ばいで推移**。さらに、**新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で減少が続く**。
- **2020年度の中小企業における設備投資計画は、製造業で前年度比約10%減、非製造業では約20%減**。特に非製造業では、3月時点と比べ、**6月時点では大幅に下方修正**されている。

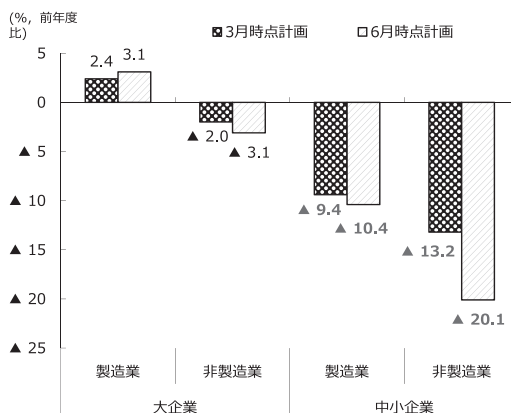


【出典】財務省「法人企業統計調査季報」
 【注】ここでいう大企業とは資本金1億円以上の企業とし、中小企業とは資本金1000千円以上1億円未満の企業とする。(年)



【出所】財務省「法人企業統計調査季報」
 【注】ここでいう大企業とは資本金1億円以上の企業とし、中小企業とは資本金1000千円以上1億円未満の企業とする。

設備投資計画 (2020年度) の変化



【出所】日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 【注】ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業を、中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業とする。

中小企業経営強化税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく投資について、**即時償却又は税額控除 (10%)** ※のいずれかの適用を認める措置。
 ※資本金3,000万円以上の中小企業者等の税額控除率は7%
- **新型コロナウイルス感染症の影響による落込みからの回復に向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた設備投資を後押しするため、適用期限を2年間延長する。**

現行制度 【適用期限：令和2年度末まで】

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)	デジタル化設備 (C類型) ※
要件	生産性が日モル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 (160万円以上/10年以内) ◆ 測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ◆ 器具備品 (30万円以上/6年以内) ◆ 建物附属設備 (60万円以上/14年以内) ◆ ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70万円以上/5年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 (160万円以上) ◆ 工具 (30万円以上) ◆ 器具備品 (30万円以上) ◆ 建物附属設備 (60万円以上) ◆ ソフトウェア (70万円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 (160万円以上) ◆ 工具 (30万円以上) ◆ 器具備品 (30万円以上) ◆ 建物附属設備 (60万円以上) ◆ ソフトウェア (70万円以上)
その他要件	生産等設備を構成するものであること (事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。) /国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等		

※令和2年4月に新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策における税制措置として、テレワーク等を促進するために追加。

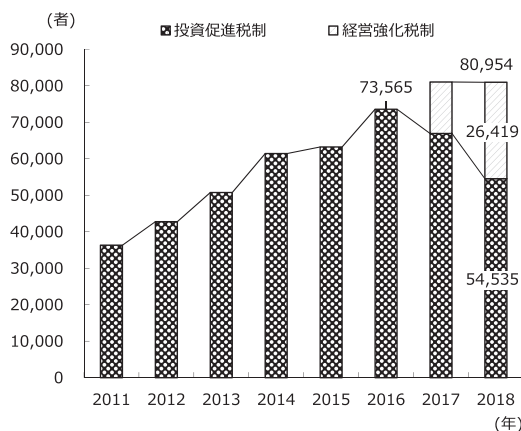
要望内容

○適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

(参考 1) 中小企業経営強化税制による効果

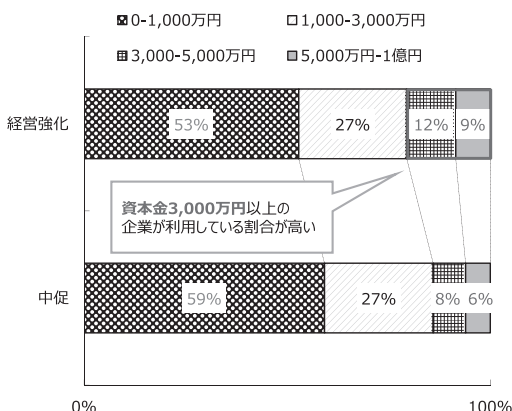
- 全体として、**中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制の利用企業は増加傾向**。また、経営強化税制の導入後、投資促進税制の利用企業の一部が経営強化税制へ移行している傾向あり。

税制別適用者数の推移



【出所】財務省「租税特別措置の適用実態調査」

資本金別税制適用状況



【出所】財務省「租税特別措置の適用実態調査」

(参考 2) 中小企業経営強化税制 (C類型) の活用状況

- 本年4月の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」で追加されたデジタル化設備 (C類型) は、すでに**多くの活用実績**が出てきている。

【製造業：自動制御化】

配管図の作図において**AIの画像認識技術を導入することにより、作図にまつわる作業工程を自動化**することで、**作図費用削減や作業の標準化、熟練者による属人作業から脱却**し、人材配置の最適化を図る。

【検査業：遠隔操作】

Wi-Fi搭載型の制御盤等を導入することにより、全ての測定データについて、集約・分析を過去のデータをもとにスケールアップまで自動計算が可能となり、また測定作業が不要となる。それを外部で閲覧可能にすることにより、**費用と時間の節約、加えてコロナ対策にも繋がる**。また、素早い情報提供で受注の取りこぼしを防ぎ**売上拡大**を図る。

【葬儀業：遠隔操作】

ネット中継システムを導入することにより、**遠方からの葬儀の参列を可能とする新たなサービスの導入**を図る。また、**中継のオペレーションを遠隔化することで、テレワークを推進**。

【学習支援業：遠隔操作】

講演会等は都市部で行われることが多く、地方在住の方にも参加いただけるように、動画講義の観覧やオンラインイベントの申し込みなどを一括して行える**医療職種専用アプリケーションシステムを開発**し、**顧客と非対面で講座やセミナーを開催**することを可能とする。

【出所】地域経済産業局へのヒアリング

中小企業投資促進税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却 (30%) 又は税額控除 (7%)** ※のいずれかの適用を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

- **新型コロナウイルス感染症の影響による落込みからの回復に向けて、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、適用期限を2年間延長する。**

現行制度

【適用期限：令和2年度末まで】

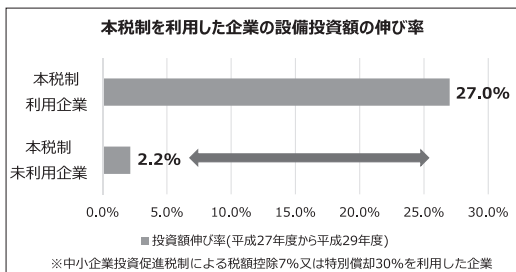
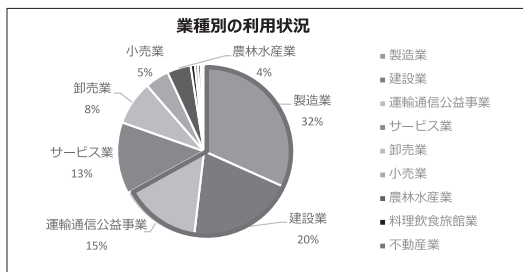
対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等） ・従業員数1000人以下の個人事業主	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貨運業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）	
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

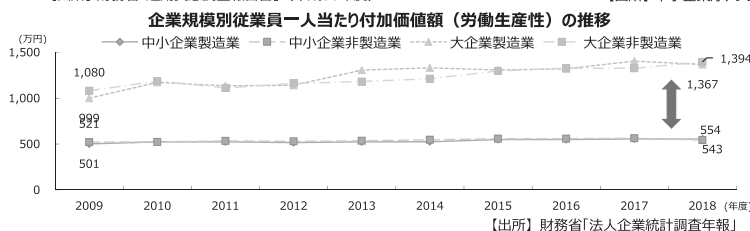
(参考) 中小企業投資促進税制の利用状況、中小企業の労働生産性

- 平成30年度の適用件数は約5.5万社で、**製造業や建設業**を中心に多くの業種において利用されている。また、**利用した企業**は利用しなかった企業と比べて**より多くの設備投資を行う傾向**にあり、**投資の呼び水効果**がある。
- 中小企業の労働生産性は伸び悩んでいることに加え、大企業との差が拡大傾向にあるため、**中小企業のより多くの設備投資を喚起し、その労働生産性を向上させるためには、本税制措置は引き続き不可欠。**



【出所】財務省「適用実態調査報告書」(平成30年度)

【出所】中小企業庁アンケート調査 (平成30年度)



商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

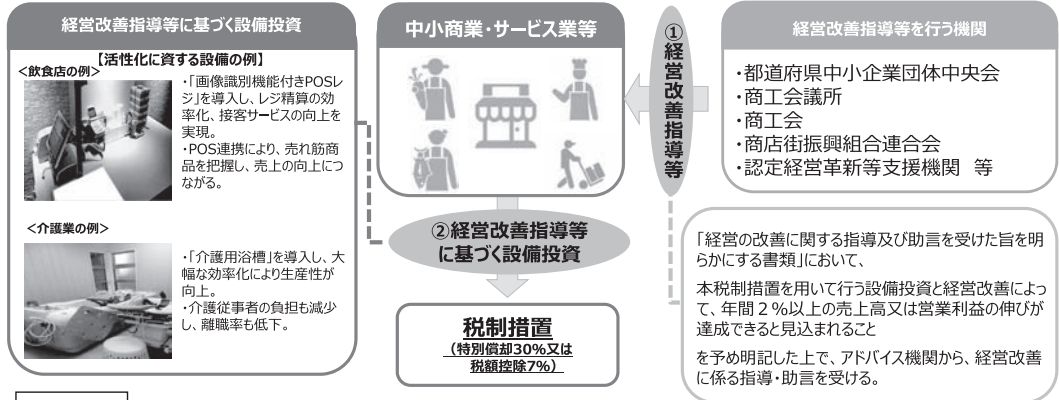
延長

- 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき設備を取得した場合に、**特別償却(30%)**又は**税額控除(7%)**※のいずれかの適用を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

- **新型コロナウイルス感染症の影響による落込みからの回復に向けて、商業・サービス業等を営む中小企業者等による店舗の魅力向上や業務改善等に資する設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。**

現行制度 【適用期限：令和2年度末まで】



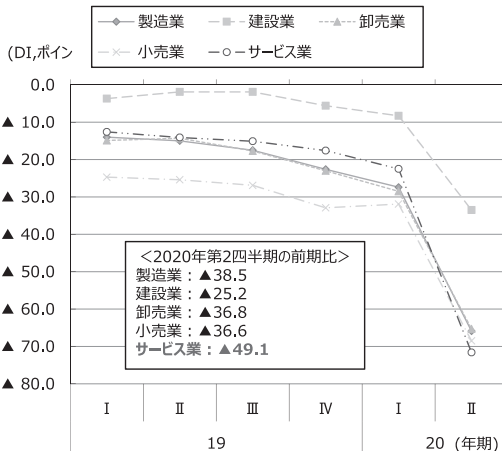
要望内容

- 適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

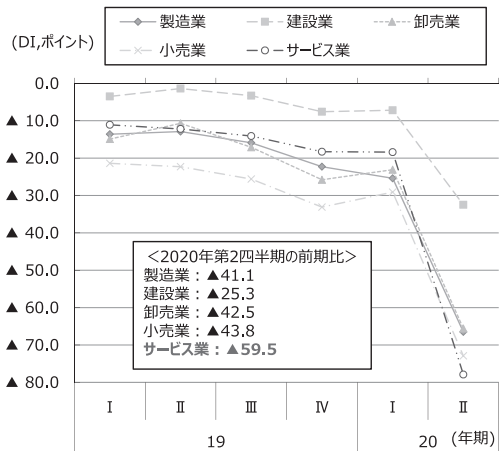
(参考) サービス業等の投資喚起の必要性

- 昨年10月の消費税上げや新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業を取り巻く経済環境は悪化。特に、サービス業が受けた影響は深刻であり、引き続き、本税制措置が不可欠。

業況判断DIの推移



売上額DIの推移



【出所】中小機構「中小企業景況調査」
 (注)業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合を引いたもの。

【出所】中小機構「中小企業景況調査」
 (注)売上額DIは、前期に比べて、売上高が「増加」と答えた企業の割合(%)から、「減少」と答えた企業の割合を引いたもの。

中小企業者等の法人税率の特例の延長 (法人税・法人住民税)

延長

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されている。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大懸念等により先行き不安がある中、中小企業の経営基盤の維持や資金繰り負担を緩和するため、本税制措置の適用期限の2年間延長を要望。

現行制度 【本則：期限の定めなし】
【租税特別措置法：適用期限 令和2年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 当該税率を、令和3年3月31日までの時限的な措置として、更に15%に軽減（租税特別措置）。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

要望内容

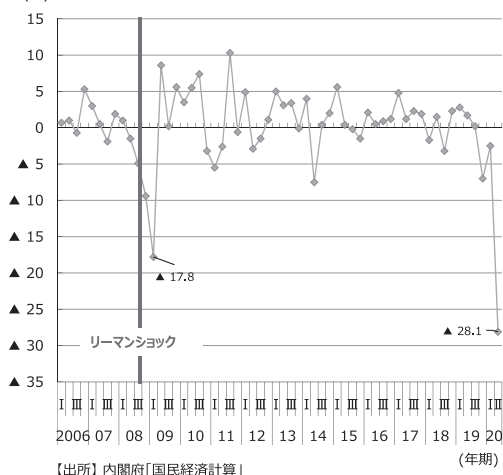
- 適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

44

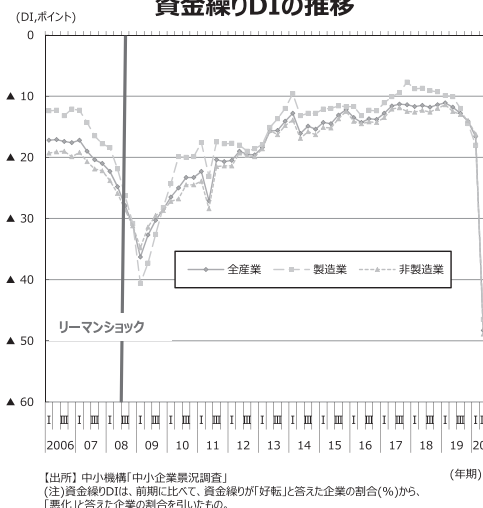
(参考1) 中小企業を取り巻く経済状況

- 2020年4-6月期の実質GDP速報値は、年率換算で▲28.1%となり、過去最大の減少幅となった。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りは悪化しており、地域経済を支える中小企業の経営基盤を支える本税制措置は引き続き重要。

実質GDP変化率の推移 (年率換算)



資金繰りDIの推移

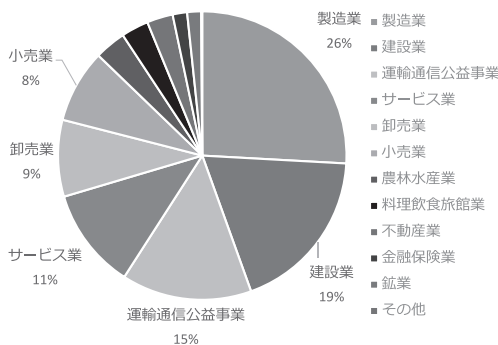


45

(参考2) 中小軽減税率の利用状況

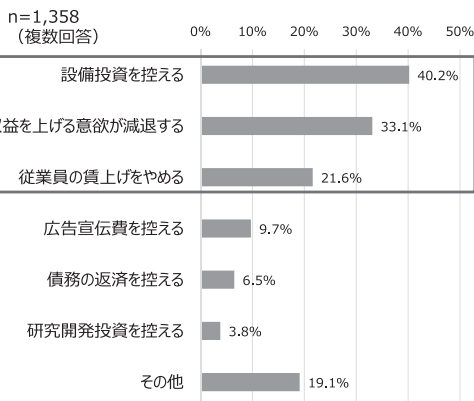
- 平成30年度においては約96万者が利用。幅広い業種で利用されており、本税制措置が無くなった場合、設備投資や賃上げに悪影響がある。

業種別の適用状況



【出所】財務省「適用実態調査報告書」（平成30年度）

本税制措置が無い場合の影響



【出所】中小企業庁「中小企業税制に関するアンケート調査（平成30年度）」

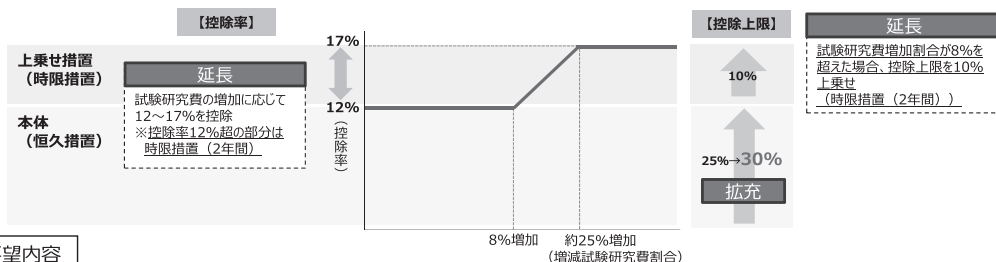
中小企業技術基盤強化税制 (所得税・法人税・法人住民税)

拡充・延長

- 新型コロナウイルス感染症の影響で研究開発投資の落ち込みが見込まれる中、地域雇用や様々なサプライチェーンを支える中小企業の研究開発を促進すべく、**中小企業技術基盤強化税制の上乗せ措置**を延長する。
- また、研究開発税制とあわせて、ベースとなる**控除上限の引上げ**等を行うことで、研究開発に積極的な中小企業を支援する。

現行制度 【適用期限：令和2年度末まで】

- 中小企業者等が、所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除できる制度。
- 中小企業者等は、地方税に関しても、地方税計算のベースとなる法人税額を研究開発税制による控除を受けた後の額とすることができる。



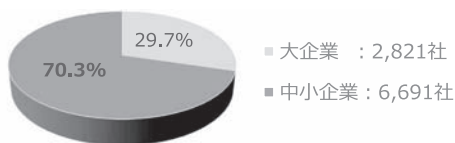
要望内容

- 中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ
- クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入
- 自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化（国税庁Q&Aにおける「事務効率・経営組織の改善に係る費用」の明確化）
- オープンイノベーション型の見直し（手続合理化等）
- 中小企業技術基盤強化税制の控除率の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間（令和4年度末まで））
- 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間（令和4年度末まで））
- 中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間（令和4年度末まで））等

(参考) 中小企業の研究開発税制の活用状況

- 平成30年度において研究開発税制を活用した企業は9,512社。そのうち約7割は中小企業で、1社あたりの活用額は約600万円程度。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
研究開発税制を活用している企業数	7,845社	7,107社	8,324社	7,396社	8,003社	8,930社	9,087社	9,003社	8,888社	9,513社	9,512社
研究開発税制を活用している中小企業数	5,329社	4,826社	5,814社	5,290社	5,528社	6,067社	6,221社	6,211社	6,083社	6,573社	6,691社
中小企業における研究開発税制活用金額	282億円	147億円	190億円	288億円	283億円	322億円	364億円	388億円	368億円	405億円	419億円
中小企業の割合	67.9%	67.9%	69.8%	71.5%	69.1%	67.9%	68.5%	69.0%	68.4%	69.1%	70.3%
中小企業1社あたりの活用金額	529万円	305万円	327万円	544万円	512万円	531万円	585万円	625万円	605万円	616万円	626万円



【出所】財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

所得拡大促進税制 (所得税・法人税・法人住民税)

延長

- 経済の好循環のためには、企業が生み出した付加価値を従業員への給与に還元することを促し、所得の増加を通じた内需拡大を図ることが重要。
- 他方で、足下では新型コロナウイルスにより中小企業の経営環境の悪化が続いており、賃上げはおろか、雇用の維持への懸念も広がっている状況。
- そのような中で、景気の早期回復を実現するためには、中小企業全体として雇用を守りつつ、地域の中小企業等での人材育成を促進し、賃上げによる所得の拡大を促す税制支援が引き続き必要。

現行制度 【適用期限：令和2年度末まで】

適用の要件

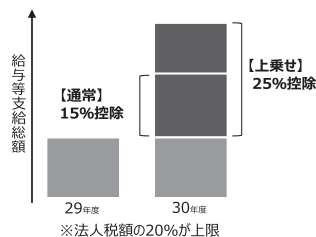
- 【要件①】給与等支給総額が前年度以上
- 【要件②】継続雇用者給与等支給額が前年度比で**1.5%以上増加**

【上乗せ要件】

- 【要件②】の増加率が**2.5%以上**であり、かつ、次のいずれかを満たすこと
 - 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
 - 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

税額控除

- 【通常】給与等支給総額の対前年度増加額の**15%の税額控除**
- 【上乗せ】上乗せ要件(※)を満たす場合は**25%の税額控除**



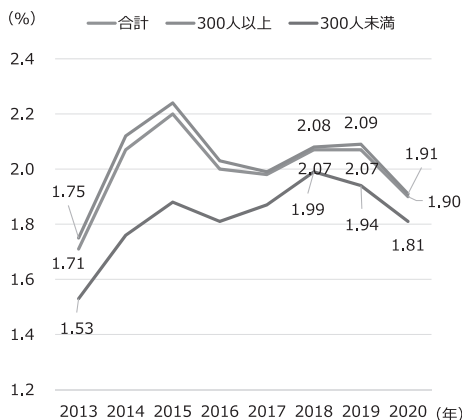
要望内容

- 適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)
- 適用要件について、賃上げに限定せず、従業員への給与等支給総額の拡大等に着目し、支援する。

(参考 1) 賃上げ率の推移、コロナ禍における1人あたりの現金給与総額の推移

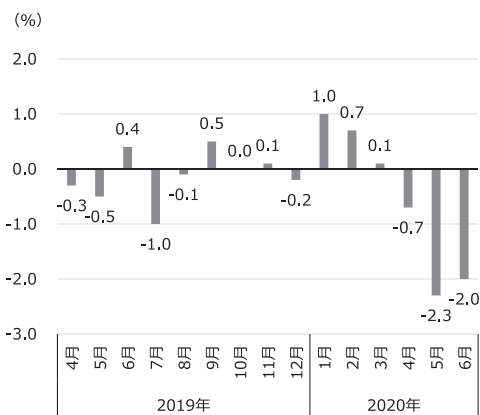
- 直近の賃金の引上げ率は鈍化。
- 1人あたりの現金給与総額は、新型コロナウイルスの拡大による経済・雇用への影響を受け、落ち込んでいる。

近年の賃上げ率の推移



【出所】日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」(2020年7月6日発表)を基に作成

1人あたりの現金給与総額の推移 (前年同月比)

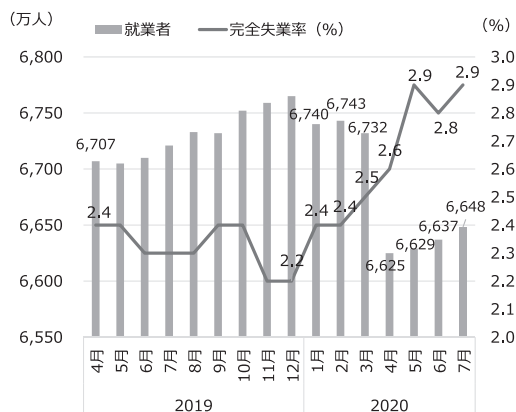


【出所】厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基に作成

(参考 2) 雇用状況の推移

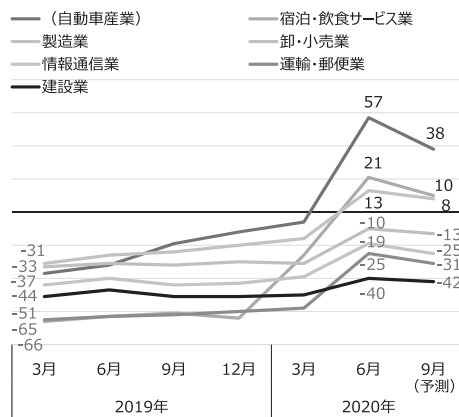
- 就業者は2020年1月と7月を比べると約100万人減少し、また完全失業率は上昇基調にあるなど、雇用環境が悪化。
- 中小企業の雇用過剰感には、業種ごとに濃淡がある。

就業者数・完全失業率の推移



【出所】総務省「労働力調査」を基に作成

中小企業の雇用過剰感 (「過剰」-「不足」・%ポイント)



【出所】日本銀行「全国短期経済観測調査」を基に作成

地域未来投資促進税制 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 新型コロナウイルス感染症の影響からの地域経済の回復を図るためにも、**引き続き地域経済を牽引する事業に対する支援が必要**。このため、**地域未来投資促進税制の適用期限を2年間延長**。
- その際、課税特例の**要件の客観化・明確化**を図りつつ、**効率的な事業** (高い投資収益率・労働生産性) に**支援対象を重点化**。さらに、**サプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を追加**。

現行制度 【適用期限：令和2年度末まで】

地域経済牽引事業計画 (都道府県の承認)

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

<地域経済牽引事業の要件>

- ① 地域の特性の活用
- ② 高い付加価値の創出
- ③ 地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置 (国の確認)

<課税特例の要件>

- ① 先進性を有すること (※生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を除く)
 - ② 総投資額が2,000万円以上であること
 - ③ 前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
 - ④ 対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、かつ過去5事業年度の対象事業の市場の伸び率(%) + 5%以上
- <上乗せ要件>**
(平成31年4月1日以降に承認を受けた事業が対象)
 ⑤ 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

- ※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円を限度
- ※ 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
- ※ 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

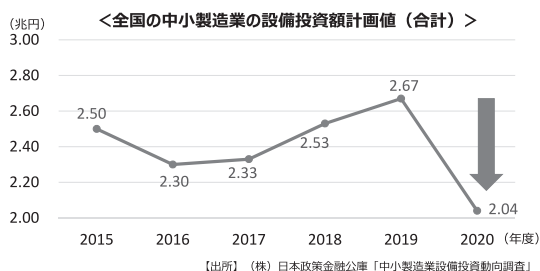
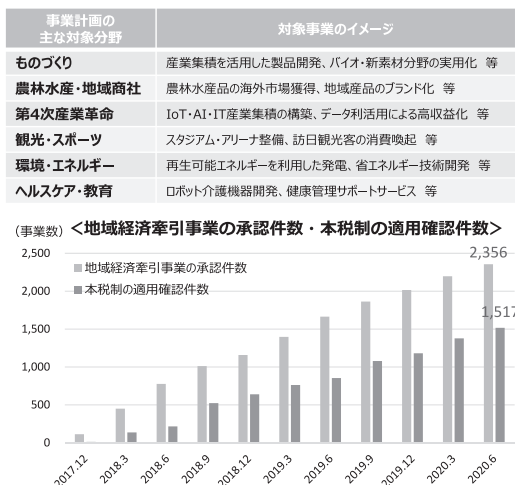
要望内容

- 適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)
- 課税特例の要件のうち、先進性に係る要件について、投資収益率・労働生産性に係る要件に改める。
- 課税特例の要件として、製品等のサプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を追加する。

52

(参考) 地域経済を巡る状況

- 地域未来投資促進法に基づき、2020年6月末までに**2,356件の地域経済牽引事業計画**が承認され、**様々な分野で地域経済を牽引する事業が実施**されている。このうち、**1,517件が本税制の適用を受けるために主務大臣の確認**を受けており、**本税制の利用ニーズは大きい**。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、**企業の設備投資への意欲は減退**。また、**製造業等のサプライチェーンの脆弱性が顕在化**。このため、本税制の延長・拡充により、こうした事態に対応する必要がある。



<製造業等のサプライチェーンへの影響>

- 製造業等の工場から寄せられた声
 - 感染症の拡大により、**海外からの部品の納入に遅れ**が発生した。
 - ✓ 感染症の拡大による**海外工場の停止**を踏まえ、**一部製品の生産を東南アジアから国内に移管**することになった。
- 【出所】日本銀行「地域経済報告 (さくらレポート)」を要約。

⇒ 有事 (災害・感染症等) の際も生産を継続できるように**サプライチェーンの強靱化を促進**する必要。

53

中小企業防災・減災投資促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税)

拡充・延長

- 近年、全国各地で自然災害が頻発し多くの中小企業が被災するとともに、今般の新型コロナウイルス感染症リスクの顕在化の中、中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要。
- 中小企業の自然災害等への事前対策を後押しするため、中小企業の実行性のある防災・減災対策のための設備投資を促進する税制措置について、対象設備を拡充した上で適用期限を2年間延長する。

現行制度 【適用期限：令和2年度末まで】

- 対象者：自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「(連携)事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者等
- 支援措置：特別償却20%
- 対象設備：以下の通り

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

要望内容

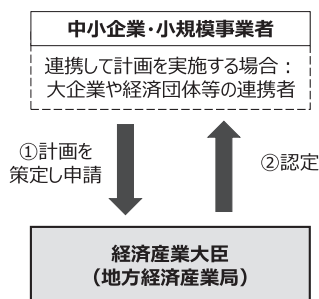
- 昨今の水害など激化する災害等及び感染症への事前対策を強化するため、重要設備のかさ上げに用いる架台や、停電時の電力供給装置等を追加する。
- 適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

54

(参考1) 事業継続力強化計画認定制度の概要

- 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を、中小企業等経営強化法に基づき経済産業大臣が認定。令和2年7月末日現在で、約11,700件の事業継続力強化計画を認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能。

【計画認定のスキーム】



認定対象事業者

- 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者

事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順 (安否確認、被害の確認・発信手順等) 策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
※ 自社にとって必要で、取組を始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制 (経営層のコミットメント)。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係者の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置
- 補助金 (ものづくり補助金等) の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

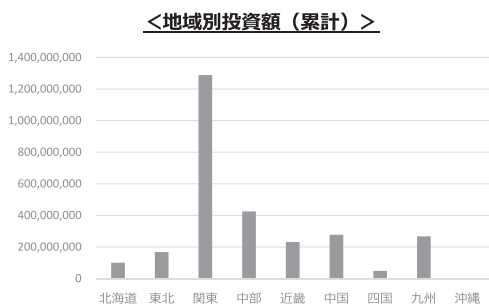
- 中小企業庁HPでの認定を受けた企業の公表
- 認定企業にご活用いただけるロゴマーク (会社案内や名刺で認定のPRが可能)



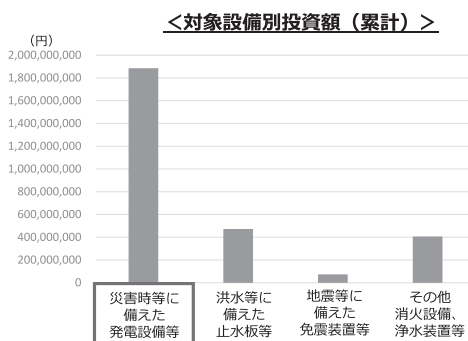
55

(参考2) 中小企業防災・減災投資促進税制の利用状況 (投資額・利用企業数)

- **令和元年度 (7ヶ月間) において約210件、令和2年4月～6月 (3ヶ月間) において既に約120件の計画が税制措置の活用を予定しており、防災・減災設備投資のニーズが高まっている。**
- **新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業の自然災害等による被害を最小限に抑えるためにも、防災・減災対策に資する設備投資を促進することが重要。**



【出所】令和2年7月29日時点で、経済産業局が発行した令和元年度における認定通知書に基づき中企庁が作成。過年度申請・確認及び計画の変更があるため、今後も増減の可能性がある。



【活用事例】

- 豪雨が発生した際に、近隣河川の氾濫等に備え、止水板を導入。
- 地震や台風等により停電した時のために、非常用自家発電設備を導入。
- 地震に備えて、重要設備を固定するための免震ラックを導入。



<止水板>

土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長及び経済状況に応じた所要の措置 (固定資産税等) 【国土交通省主管】

延長等

- **土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、経済状況に応じた所要の措置を講じる。**

施策の背景

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経済が大きな打撃を受ける中で、2020年4-6月期のGDPはリーマンショック時を超え戦後最大の落ち込みを示しており、企業の経営環境の改善や設備投資の喚起が急務。
- 近年商業地の地価が上昇している中で、3年に1度の固定資産評価替えによって、地価上昇地点においては税負担額が増加することになる。

➡ **新型コロナウイルス感染症の影響により事業者の体力が低下している状況がみられる中、固定資産税の負担増が収束後の経済の力強い回復の支障となるおそれがある。**



【出所】内閣府「四半期GDP速報」

要望内容

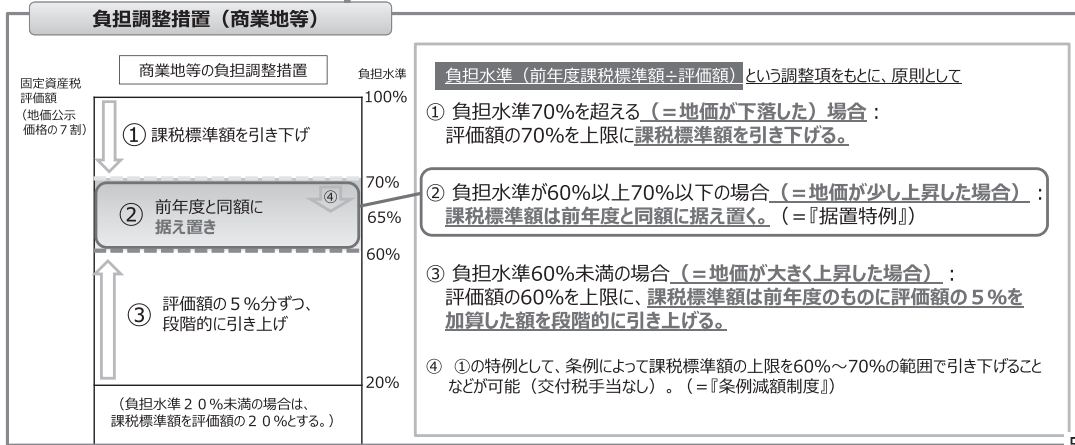
- 現行の負担調整措置等を3年間 (令和3年4月1日～令和6年3月31日) 延長する。
- 上記の延長をした上で、経済状況に応じて所要の措置を講じる。

(参考) 商業地等に係る固定資産税の負担調整措置等の概要

- **土地の固定資産税は、基準年度**（3年ごと。次回は令和3年度に令和2年1月1日時点の公示地価を元に算出）に「**評価替え**」が行われ、その**評価額は原則として3年間据え置かれる**。
- 商業地等においては、納税者の税負担を考慮し、**地価の上昇が大きい場合にも、税負担が急上昇しないよう、固定資産税の課税標準の上昇幅を一定範囲（評価額の5%）に抑えること等を目的とした特例措置が存在**。

★ **固定資産税評価額**（地価公示価格の7割） → **当年度の課税標準額**

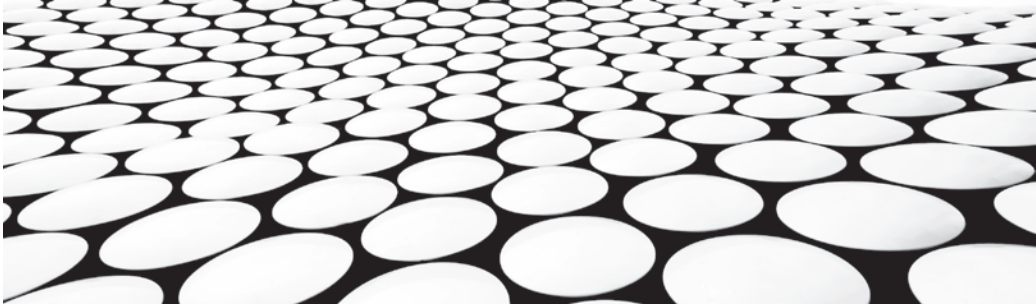
★ **土地の固定資産税額** = **（当年度の）課税標準額 × 1.4%**



コメント

「中小企業の事業承継を巡る状況について」

祝迫得夫（一橋大学）



民間経済活動に政府が積極的に参加／介入することへの懸念

- 事業承継のみではなく一般論としての懸念
- 中小企業の事業承継の場合に政府が介入するメリット
- 大企業の場合と違い、情報の非対称性や必要とされるスキル（事業を継承する側＋継承を仲介する側）の問題が大きい
- 地域や産業に与える外部性が大きい（鯖江の眼鏡とか？）
- 政府が介入するデメリット
- 外部性の問題を重視しすぎて、事業としての採算性を軽視するバイアスがあるのではないか。
- スキルの面で政府が民間を上回っているのか？
- そもそも事業承継の促進が（政治）目的化していないか。

より具体的な懸念

- **日本企業の生産性を巡る（経済学者の間での）一般的な認識**
- 中小企業は雇用の面では非常に重要だが、生産性の面からは「大企業>>中小企業」.
- 国際的に見てサービス産業の生産性が低い.
- 国際的に見たEntry & Exitの少なさ.

- **コロナウイルス危機対応の政策対応状況からの類推**
- 飲食業の倒産率・廃業率は、他産業に比べ平時から非常に高い.
- 企業の存続を通じて雇用を守るのではなく、労働者に直接セーフティネットを提供する方が効率的な場合が多いのでは？

2021/1/25

2

関東大震災の例から

- 1923年9月1日の関東大震災によって、日本経済はいっそのダメージを受けた…
- 政府は、被災した企業に事業状況を整理する時間を与えるために、9月30日までの間、すべての金融機関への支払いの一時停止を発表した。
- その後、被災企業に貸付をしていた銀行を支援するために、政府は震災手形割引損失補償令を可決し、日銀に銀行から被災企業の手形を買い取り、二年間保有する準備をするように求めた。
- **しかし多くの銀行が日銀の制度を悪用し、震災前にすでに業績不振に陥っていた企業の手形を数多く日銀に売却した。**
- このため日銀は、震災関連以外の不良債権を大量に抱え込むことになった

2021/1/25

3

事業継承後の問題にどう対応するか？

- ある程度は収益性の問題と重なるが、ビジネスモデル自体の陳腐化にどう対応するか？
- 商品のマイナーチェンジや、マーケティング手法の変更で上手くいく場合もあるだろうが（e.g. インスタ映えやネット通販の重視）、もっと根本的な問題が存在する場合の方が多いのでは？
- （継承後だけの問題ではないが）民間のビジネスは、そもそも運が結果を左右する部分が大きく、何が正しい戦略・対応だったのかの評価が非常に難しい。

- ガバナンス問題の解決、ステイクホルダー間の利害調整をどのように行うか？